



平成22年2月 八幡市

### はじめに

わが国においては急速に高齢化が進展しております。八幡市も例外ではありません。高齢の方や障がいのある方などが社会や地域の活動に参加する機会も増えております。このような情勢を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が自立した日常生活をおくれるまちづくりを進めていかなければなりません。

国においては平成18年12月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(いわゆるバリアフリー新法)が施行されました。この法律は、鉄道駅や建築物、道路、公園、駅前広場などを、高齢者や障がい者をはじめあらゆる方が安全に移動したり、安全に利用したりできるよう整備を促進することを定めたものです。このことを受け、すべての方が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえた八幡市バリアフリー基本構想を策定しました。

基本構想には、施設のバリアフリー整備の目標や心のバリアフリーの推進について定めております。施設の整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や障がいのある方々などについて理解を深め、自分のこととして配慮し、支え合うなど、心のバリアフリーが必要です。基本構想の目標として掲げた、「だれもが安全・安心に活動できる住みよいまち八幡」をめざし、行政・市民・関係事業者が協働しバリアフリーを推進してまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

基本構想の策定に当たり、ご尽力いただきました八幡市バリアフリー基本構想検討協議会委員の皆様をはじめ、関係事業者、市民の皆様に心よりお礼を申し上げます。



平成22年2月

八幡市長日月日日 功

# < 目 次 >

第1章 バリアフリー新法及び基本構想について
1 .バリアフリー新法の背景となりたち1
2 .バリアフリー新法の基本的枠組み 2
第2章 八幡市の現況
1 .高齢者及び障がい者の状況3
2 . 公共交通機関の状況 7
第3章 上位関連計画の把握
1 .基本構想の位置づけ8
2 .上位関連計画の整理9
第4章 市民アンケート調査
1 .アンケート調査結果の概要 18
第5章 ヒアリング調査
1 . ヒアリング調査結果の概要 28
第6章 バリアフリー基本構想の目標及び基本方針
第 6 章 ハヴァブリー基本構想の目標及び基本方面 1 .八幡市バリアフリー基本構想の目標 32
— · · · · · · · · · · · — · · · · · · ·
2 .八幡市バリアフリー基本構想の基本方針 33
第7章 重点整備地区の設定
1.重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について 34
2 .八幡市における重点整備地区の設定の考え方 36
3 .重点整備地区の設定 41
4 .重点整備地区における要件整理43
第8章 まちあるき点検調査及び意見交換会の結果
1 .まちあるき点検調査の結果 45

第9章 重点整備地区における整備計画(特定事業等)
1 .重点整備地区における整備計画について 60
2 .整備等の基本的な考え方61
3 .八幡市駅及び市役所周辺地区の整備方針及び整備目標 64
4 .橋本駅周辺地区の整備方針及び整備目標93
第 10 章 総合的なバリアフリー化の推進
1 .心のバリアフリーの実践 100
2 .バリアフリー化のさらなる推進102
3 . 今後の推進方策(関係主体の役割分担と基本構想の進捗管理)106
<b> </b>

パブリックコメント(意見募集)の結果、用語説明等

### 「障がい」の表記について

「障害者」という表現については、「障害」という言葉自体が良い意味で使われることがないことから、そのあり方についてはさまざまな議論がなされてきました。 八幡市では、平成19年4月から、人権尊重の観点に基づき、人を表すときの「害」の使用をひらがなとすることにします。

#### <表記の基準について>

「障害」という言葉が、人を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、可能な場合には他の言葉で表現します。(例:障がい者 など)国の法令等に基づく制度名や引用文、施設や設備等の固有名称についてはそのままの表記とします。(例:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、視覚障害者誘導用ブロックなど)

# 第1章 バリアフリー新法及び基本構想について

### 1. バリアフリー新法の背景となりたち

わが国では、急速に高齢化が進展しており、平成 27 年 (2015 年)には国民の4人に1人が 65 歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。また、障がいのある人が障がいをもたない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、すべての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくりを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透し、障がいのある人が障がいをもたない人とともに活動し、サービスを受けることのできる社会の形成が求められるようになっています。

このため、高齢者や障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境の整備が急務となっており、建築物については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模(2,000㎡)以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、新設時に移動等円滑化基準への適合が義務づけられたほか、基本構想を活用した鉄道駅を中心とした駅前広場や道路等の交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに平成 18 年 12 月には、交通バリアフリー法とハートビル法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行されました。このことにより、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路、及びハートビル法が対象としていた建築物に加えて、福祉タクシーや路外駐車場、都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進する

本市においても、八幡市福祉のまちづく リ要綱を定めるなど、バリアフリー化への 取り組みを積極的に進めてきましたが、こ の機を捉え基本構想を策定することにより、 より積極的なバリアフリー化に取り組んで いきます。

ための法制度が整えられました。

# ハートビル法 (平成6年9月施行) 建築物のバリアフリー化 を促進するための法律 本記述の旅客施設や車両 等のパリアフリー化を促進するための法律

#### バリアフリー新法 (平成18年12月施行)

建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公 園のバリアフリー化を促進するための法律

総合的なパリアフリー化の推進

#### 2. バリアフリー新法の基本的枠組み

バリアフリー新法の基本的枠組みは次のようになっています。

#### 基本方針(主務大臣)

- ・移動等円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等円滑化 のために講ずべき措置に関する基本的な事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針

筡

#### 関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

#### 基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路(努力義務はすべての道路)
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設(園路等)
- ・特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用 する建築物)

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務

(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

#### 重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

#### 基本構想(市町村)

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、 障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の 地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等



#### 協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

### <u>المنابعة</u>

#### 事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務(特定事業)
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務



### 支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

#### 移動等円滑化経路協定

・重点整備地区内の土地の所有者等が締結 する移動等の円滑化のための経路の整備 又は管理に関する協定の認可制度

# 第2章 八幡市の現況

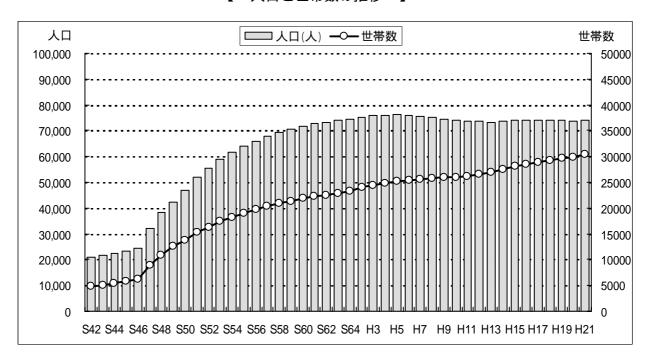
#### 1. 高齢者及び障がい者の状況

#### (1)人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 46 年以後急激に増加し続けていましたが、平成 5 年の 76,174 人をピークに人口は緩やかな減少傾向となり、平成 21 年 3 月現在で 74,040 人となっています。

世帯数は、昭和 40 年代後半から急激に増加をはじめ、昭和 48 年に 10,000 世帯、昭和 57 年に 20,000 世帯を超えました。その後も世帯数は緩やかに増加を続け、平成 21 年 3 月に 30,412 世帯 となっています。

#### 【 人口と世帯数の推移 】



出典:八幡市統計書(各年3月末日推計人口)

#### (2)人口動態

近年の人口動態を見ると、転入と転出による社会動態では、平成 11 年度から平成 19 年度までの間で、平成 13、14 年度を除いて転出が超過する状態が続いていましたが、平成 20 年度には転入が超過する状態となりました。自然動態では、平成 11 年度から平成 20 年度までの間で、出生数が超過する状態が続いています。これら自然動態と社会動態からみた本市の人口動態は、出生数による人口増加より、転出による人口減少が超過していることにより、人口が減少傾向にあることがうかがえます。

#### - 死亡 4,500 4.038 3,926 3,824 3,797 4,000 3,441 3,809 3.406 3,406 Δ 3,310 3,500 3.251 3,650 3,561 3,422 3,000 3,231 3,170 3,116 3,128 2,963 2,981 2,500 2,000 1.500 1,000 \_695 691 662 626 592 500 497 463 466 469 506

H15

H16

H17

#### 【 人口動態の推移 】

出典:八幡市統計書 各年度合計数

H19

H20

H18

#### (3)年代別人口の推移

H11

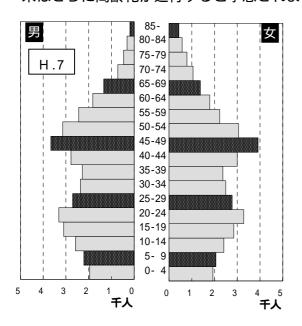
H12

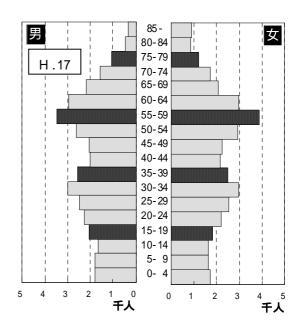
H13

H14

平成7年と平成17年の年代別人口を比較すると、平成7年時点で20-24歳であった世代と40-49歳の人口が大きく減少しています。また、55-64歳の世代が大きく増加しており、将来はさらに高齢化が進行すると予想されます。

4



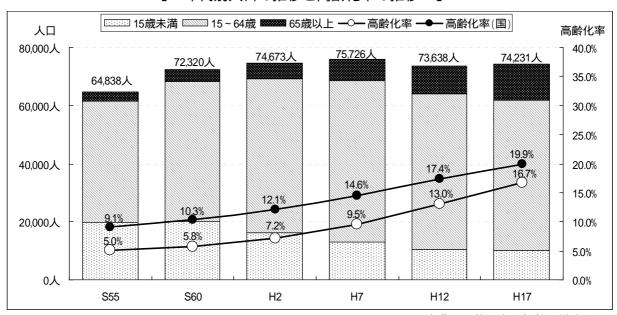


#### (4)高齢者及び障がい者等の状況

#### 高齢化率

年代別人口では、幼少人口が昭和 60 年以降、減少し続けているのに対し、高齢者人口は増加し続けています。また、本市の高齢化率は国と比較すると低く、平成2年までは緩やかに推移してきましたが、平成7年以後は急激に上昇し続けており、平成 17 年時点では、本市の高齢化率が 16.7%、国の高齢化率が 19.9%と、平成7年時点と比べその差が小さくなっています。

#### 【 年代別人口の推移と高齢化率の推移 】



出典:国勢調査 年齢不詳除く

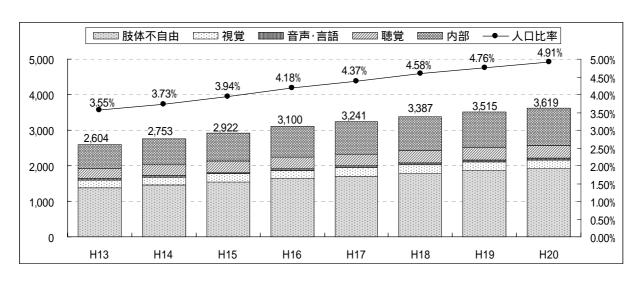
	15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上	計	比較
			(高齢化率)		(国の高齢化率)
\$55	30.5%	64.5%	5.0%	100.0%	9.1%
S60	27.5%	66.7%	5.8%	100.0%	10.3%
H2	21.8%	71.0%	7.2%	100.0%	12.1%
H7	17.3%	73.1%	9.5%	100.0%	14.6%
H12	14.3%	72.7%	13.0%	100.0%	17.4%
H17	13.9%	69.4%	16.7%	100.0%	19.9%

端数処理により合計値が99.9%となる年次についても100.0%と表記しています。

#### 障がい者(児)数の推移

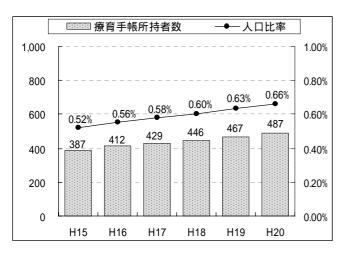
身体障がい者(児)は、人数及び人口に占める比率とも増加し続けており、平成 20 年度に 3,619人(人口比率:4.91%)となっています。また、障がいの種別ごとの増加傾向をみると、 肢体不自由及び心臓機能障がいなどの内部障がい者の増加数が多くなっています。知的障がい者(児)は同様に人数及び人口に占める比率とも増加しており、平成 20 年度で 487人(人口 比率:0.66%)となっています。精神障がい者(児)数は平成 15 年度から平成 20 年度の間で 179人から 187人(人口比率:0.25%)へと微増となっています。

### 【 身体障がい者(児)数の推移 】

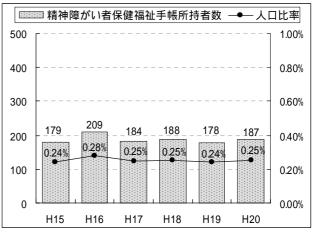


各年度末現在

#### 【 知的障がい者(児)の推移 】



#### 【 精神障がい者(児)の推移 】



各年度末現在

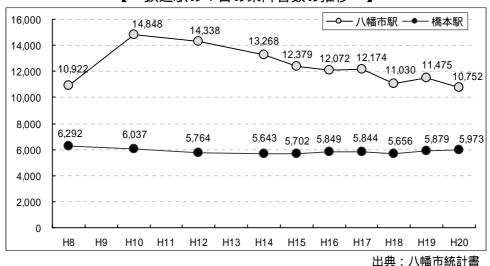
#### 2. 公共交通機関の状況

本市の鉄道は、京阪電車京阪本線が通っており、八幡市駅、橋本駅の計2駅が立地しています。 乗降客数についてみると、八幡市駅では平成8年から10年にかけて大幅に増加しましたが、以 後は減少傾向にあります。平成20年の乗降客数では10,752人となっており、平成10年と比較 すると20%以上減少しています。橋本駅では平成14年までは減少傾向が見られましたが、以後 はほぼ横ばいの状況で推移しており、平成20年の乗降客数は、5,973人となっています。

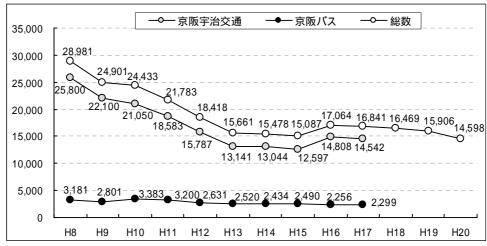
なお、市内の鉄道駅は2駅とも1日平均利用者数が5,000人以上であり、バリアフリー新法における特定旅客施設となります。

バス路線では、これまで京阪バスと京阪宇治交通が運行していましたが、平成 18 年 3 月に両社が合併し、現在は京阪バスにより運行されています。バスの乗降客数は、平成 8 年から減少傾向が続いており、平成 20 年度の乗降客数は 14,598 人となっています。

#### 【 鉄道駅の1日の乗降客数の推移 】



#### 【 バスの1日平均乗降客数の推移 】

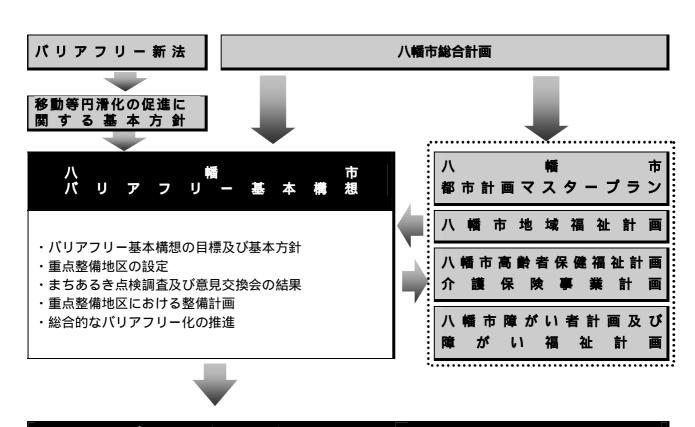


平成 18 年度以降は京阪バスと京阪宇治交通の合併により合算値 出典:八幡市統計書 各年度末現在

# 第3章 上位関連計画の把握

#### 1. 基本構想の位置づけ

本基本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき 策定するとともに、八幡市総合計画に示される将来都市像の実現に向けて、八幡市都市計画マス タープランなどのまちづくりに関連する計画と整合を図っていくほか、八幡市地域福祉計画、八 幡市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画、八幡市障がい者計画及び障がい福祉計画などの福 祉に関連する計画と整合を図っていきます。



### パリアフリー化への取り組み

### 生活関連施設及び 生 活 関 連 経 路

基本構想に基づき、各事業者 が事業を実施

#### 生活関連施設及び 生活関連経路以外の整備

基本構想に準じたバリアフリ -化を実施

#### ソフト施策の展開

- ・" 心のバリアフリー " の推進
- ・移送サポートとの連携 等



- ・移動等円滑化基準及びガイドラインの適用(交通施設)
- ・京都府福祉のまちづくり条例ガイドライン

#### 2.上位関連計画の整理

#### (1)第4次八幡市総合計画(平成19年3月策定)

#### 計画概要

基本構想の中で、将来都市像として、「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市」を掲げ、7つのまちづくりの基本目標を定めています。

また、基本計画の中で、限られた財源を集中投資する重点整備事業として、リーディング事業を示しています。

#### 【将来都市像】

# 自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ~ 自立と協働による個性あふれるまちづくり~

# 【まちづくり の基本目標】

人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち だれもが明るく元気に暮らせるまち 人がつどい、活力あふれるまち 安心して暮らせる安全で快適なまち 計画の実現に向けた取組や体制の強化

# 【リーディン グプロジェ クト】

#### 市民協働推進プロジェクト

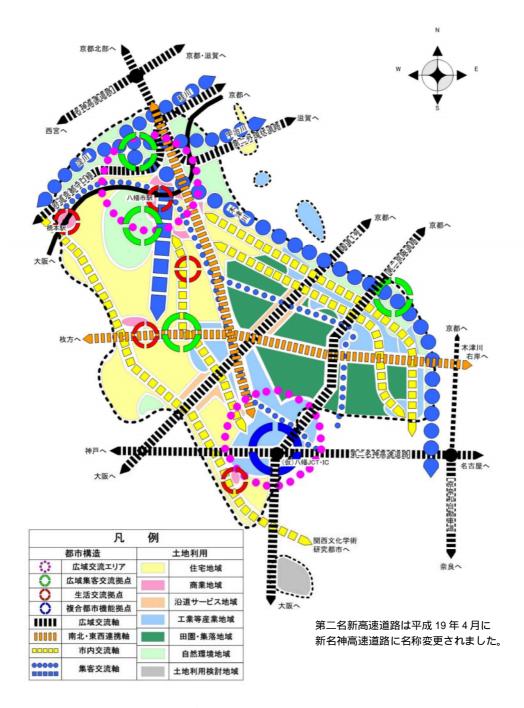
・市民活動拠点の設立、男女共同参画ルームの整備、子育て支援総 合センターの整備、リサイクルセンターの設置

#### 組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト

- ・地域コミュニティ活動の促進
- ・NPO、ボランティア活動の促進
- ・自治会、NPO、ボランティア、関係機関相互の連携強化
- ・コミュニティビジネスの研究
- ・地域通貨の研究
- ・学校施設の耐震化計画の推進

#### 交流拠点整備プロジェクト

- ・広域集客交流拠点の整備促進(三川合流周辺、男山周辺、松花堂 周辺、流れ橋周辺)
- ・生活交流拠点の整備推進(八幡市駅周辺、橋本駅周辺、男山の各地区センター周辺、きんめい近隣公園周辺)
- ・複合都市機能拠点の整備推進(仮称 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺)
- ・水と緑のネットワークの整備推進



【将来都市構造・土地利用図】

八幡市バリアフリー基本構想に係るおもな施策

「第4次八幡市総合計画」の基本計画(部門別計画)で、本基本構想に係る施策は4つの部門で次のように位置づけられています。

<次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち>

|学校教育| 学校ユニバーサルデザイン化構想の推進

- ・人権、福祉、環境等を学ぶ「ユニバーサルデザイン教育」の推進
- ・体育施設やトイレなど、安全に配慮され、使い勝手がよい施設・設備の整備

生涯学習 公民館の充実

・だれもが利用できる施設づくりのための施設改修

< だれもが明るく元気に暮らせるまち>

地域福祉 福祉のまちづくりの推進

・公共施設・設備のバリアフリー化の推進と民間への指導・要請

高齢者福祉 多様な社会参加の促進

・バリアフリー化、ユニバーサルデザインによる高齢社会対応のまちづくりの推進

<人がつどい、活力あふれるまち>

市 街 地 八幡市駅周辺の整備

・駅舎のバリアフリー化の促進

道 路 道路環境の整備

- ・歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化等の推進
- ・環境に配慮した再生舗装材、透水性の舗装材の使用等による安心して通行できる 道路整備の推進

|公共交通 バス交通の充実

- ・低床バスの全路線への導入を関係機関に要請
- ・低床バスの乗降に対応した道路の改良

<安心して暮らせる安全で快適なまち>

|公 | 園 公園の整備

・段差の解消などバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

交通安全 交通安全の推進

- ・点字ブロック等の整備
- ・安心できる歩行空間の確保

#### (2)八幡市都市計画マスタープラン(平成20年3月改訂)

#### 計画概要

八幡市都市計画マスタープランでは、現在の八幡市を取り巻く環境とまちづくりの課題から「まちづくりの基本的課題」を整理し、「将来都市像」と「整備の基本目標」を次のように示しています。

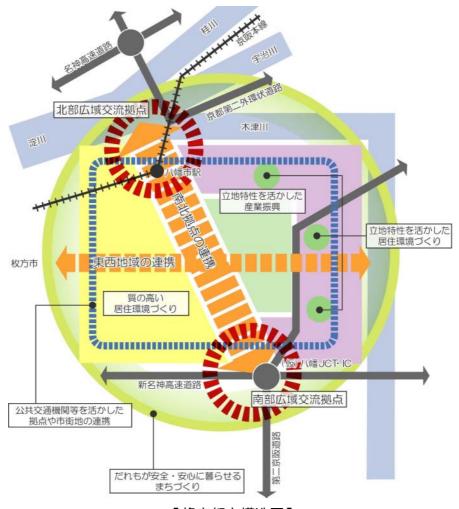
【まちづくりの	少子高齢社会と人口減少社会への対応
基本的課題】	価値観・生活様式の多様化及び地方分権型社会の進展への対応
	地球環境問題に配慮したまちづくりへの対応
	都市型社会への対応

【将来都市像】 **自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市** (第4次八幡市総合計画の将来都市像を踏襲)

#### 

都市資源や地域風土を活かし、質の高い環境で暮らせるまちづくり 環境と調和し、広域幹線道路の結節点となる立地特性を活かした産 業活動を支えるまちづくり

魅力ある豊かな歴史・文化・自然等の地域資源を活かしたまちづくり 少子高齢社会に対応するとともにだれもが安全・安心に暮らせるま ちづくり



【将来都市構造図】

#### 八幡市バリアフリー基本構想に係るおもな施策

全体構想の中で、本基本構想に係る施策は次のように位置づけられています。

#### < 住宅・住環境の整備方針 >

#### 安全・安心な住宅地の整備

新たに供給される住宅を中心として、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの採用など住宅設備の高齢者や障がい者等への対応を促進するため、市民・事業者等に対する普及・啓発等について検討します。

#### <都市施設の整備方針>

### 道路環境の維持管理

道路の新設・改良時には、自転車・歩行者空間の確保や交通安全施設の適切な設置、緑化と施設のデザイン化、高齢者や障がい者等に配慮した歩道の設置や拡幅、段差の改善など「バリアフリー新法」に基づいたユニバーサルデザインに配慮し安全・快適な道づくりを推進します。

#### 公共交通体系の整備

八幡市駅においては、エレベーター設置等を要請し、「バリアフリー新法」に基づき公 共交通体系におけるユニバーサルデザイン化を促進します。

バス交通について、低床バスの増車、運行本数、運行時間の拡充及び利用しやすい運行 システムの導入など、サービス性の向上を要請します。

#### 公園・緑地の整備

都市防災拠点としての整備・充実やユニバーサルデザイン化の推進によって公園機能の 充実を図ります。

#### 学校施設施設

教育施設の体育施設やトイレなどユニバーサルデザインを採用した施設の充実を推進 します。

#### 保健・医療、福祉施設

施設・設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの採用を進めます。

#### 総合的な福祉のまちづくりの推進

多数の者が利用する建築物、道路、公園及び駐車場の整備については、京都府福祉のまちづくり条例及び八幡市福祉のまちづくり要綱の適切な運用による生活環境の整備を促進します。

#### (3)八幡市地域福祉計画(平成20年3月策定)

計画の基本理念として「みんなでつくろう やさしさとやすらぎのまち」を掲げ、3 つの基本目標を示しています。この基本目標の一つ「社会サービスを活かすまちづくり」の中で「快適な地域環境づくり」として、本基本構想に係る施策とそれぞれの役割が次のように示されています。

#### < 快適な地域環境づくり >

市内の公共施設や民間施設等について、誰もが使いやすいものとなるようバリアフリー化 を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいた改修を進めます。また、交通面に関 して、市民相互の助け合いの精神を基本とした移送サービスの継続実施と充実を支援します。

#### 公共施設等の改修の推進

	・市内公共施設のバリアフリー化の整備状況を点検し、改修箇所、危険箇所
	等を把握します。
市	・市内公共施設について、必要性の高いものから計画的にバリアフリー化を
	進めます。
	・バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に努めます。
社会福祉	・市と連携し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発
協議会	に努めます。

団体・	・施設がバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に沿っているか確認
事業所	します。
	・バリアフリーやユニバーサルデザインについて、正しい認識を深めます。
市民	・バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の様々な施設を見
	直します。

### バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発

市	・バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発を行います。
ılı	・バリアフリーやユニバーサルデザインに関する相談・情報提供を行います。
社会福祉	・市と連携し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発
協議会	に努めます。
団体・	・施設がバリアフリーやユニバーサルデザインの考えに沿っているか確認し
事業所	ます。
	・バリアフリーやユニバーサルデザインについて正しい認識を深めます。
市民	・バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の様々な施設を見
	直します。

また、市民ワークショップからの声として、次の事柄が紹介されています。

- ・歩道などにあるちょっとした段差が目につく
- ・点字ブロックが少ない
- ・通行するスペースに自転車を止めていて通れない
- ・エレベーターがない中高層団地の4、5階には高齢者が住みにくく、空き部屋が目立つ
- ・八幡市を「ユニバーサル・シティ」にしたい

#### (4)八幡市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(平成18年3月策定)

計画の基本理念として「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を掲げ、5つの 重点課題を示しています。この重点課題の一つ「連携と支え合いの仕組みづくり(高齢者が生 活しやすいまち)」の中で、本基本構想に係る施策は次のように位置づけられています。

#### 高齢社会対応のまちづくり

施策名	施策の内容
福祉のまちづくり関連	・「京都府福祉のまちづくり条例」、「八幡市福祉のまちづくり要綱」
法規に基づく整備指導	等に基づき、バリアフリー化を推進する。
	・広報紙への関連記事の掲載をはじめ、パンフレットや福祉のまち
福祉のまちづくりの	づくりガイドマップなどの作成・配布などによりPR活動を行
普 及 推 進	い、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及・啓発
	に努める。

公 共 施 設 の	・誰もが安心して利用できるよう、既存の公共施設を改修する際に
バリアフリー化	はバリアフリー化の推進を図る。
高齢者が利用しやすい 移 動 手 段 の 確 保	・高齢者等の行動圏を広げるとともに、利用しやすいようコミュニ ティバス、低床バスやリフト付きタクシーの普及を関係機関に引 き続き要請する。
道 路 の バリアフリー化	・交差点部分の段差解消、こう配の緩和や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの道路整備を推進する。
適正な道路空間の 維 持 管 理	・すべての人が安全・快適に行動できるよう、市民と協働で歩道空間における不法投棄や不法駐輪の排除などに努めるとともに、マナーの啓発・向上を推進する。
遊歩道等の整備	・安全で快適な散策ができるよう、市内幹線道路に歩道等を設置し、 身近な健康づくり環境としての遊歩道等の整備を推進する。
ユニバーサルデザインの 公 園 整 備	・誰にとってもいこいの場となるような公園をめざし、段差を解消 するなどバリアフリー化を推進するとともに、安全で使いやすい ユニバーサルデザインの公園整備を推進する。

#### (5)八幡市障がい者計画及び障がい福祉計画(平成19年3月策定)

5 つの施策のうち、「地域生活支援施設の充実」、「日中活動の充実」、「暮らしやすいまちづくり」の中で、本基本構想に係る施策は次のように位置づけられています。

#### < 医療サービスの充実 >

医療機関の新設改修時のバリアフリー化の要請

< スポーツ・レクリエーション活動への参加促進 > スポーツ施設のバリアフリー化

#### <保育・教育の推進>

障がいのある子どもの放課後の居場所づくり(施設のバリアフリー化) 学校関連機関のユニバーサルデザイン化の推進(教育環境、施設のユニバーサルデザイン化)

#### <福祉のまちづくりの推進>

公共施設のバリアフリー化の推進

- ・公共施設等の改築、新築にあたってのバリアフリー化の推進
- ・当時者の意見を反映できる体制づくり
- ・福祉のまちづくり要綱の見直し(府条例、バリアフリー新法との整合)

- ・福祉のまちづくり要綱による市施設の再点検と適合標示板の交付
- ・バリアフリー新法にともなう基本構想の検討
- ・バリアフリー庁内推進委員会の充実と庁内連携強化
- ・既設公園改良(段差解消、手すり)
- ・市内施設のバリアフリー化状況の把握(バリアフリーマップの作成)

#### 民間施設のバリアフリー化の促進

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインに関する啓発
- ・「バリアフリー新法」、「京都府福祉のまちづくり条例」、「八幡市福祉のまちづくり要綱」の周知
- ・バリアフリーに関する相談・情報提供
- ・八幡市駅改修へ向けた実現可能な具体的提案

#### <移動・交通手段の確保>

#### 道路など交通環境の整備

・市内道路のバリアフリー化の推進

#### 公共交通機関の整備

- ・バス路線の運行とダイヤ充実の要請
- ・低床バスのスムーズな利用に向けた時間調整等の協議
- ・低床バスの増車

# 第4章 市民アンケート調査

#### 1.アンケート調査結果の概要

#### (1)アンケート調査の概要

本基本構想の重点整備地区の選定や整備計画に向けた課題を把握するなどの目的で、高齢者、障がい者等が日常生活上よく利用する施設、あるいは移動上困ることがある道路について、バリアフリーの課題の現状を把握するために、高齢者、障がい者等を対象とした「市民アンケート調査」を実施しました。

#### 調査方法

対象者 抽出方法		配布・回収方法	
高齢者	住民基本台帳から、地区の人口比率に合わせ、65歳以上の市民を無作為抽出	郵送による配布と回収	
身体障がい者	手帳保持者より無作為抽出	郵送による配布と回収	
知的障がい者	手帳保持者より無作為抽出	郵送による配布と回収	
精神障がい者	手帳保持者より無作為抽出	郵送による配布と回収	
妊産婦子育て	会場配布	手渡しによる直接配布と、配布 場所での直接回収と郵送回収	

#### 配布回収日

配 布 日: <高齢者、障がい者> 平成20年11月28日

<妊産婦子育て親> 平成20年11月28日(1歳6ヶ月検診にて配布)

12月 2日(園長会にて配布)

12月 5日(3ヶ月検診にて配布)

12月12日(1歳6ヶ月検診にて配布)

回収期日:平成20年12月20日

#### 回収結果

	対象者数	配布票	配布率(%)	回収票	回収率(%)
高齢者	14,519	1,000	6.9	609	60.9
身体障がい者	3,517	602	17.1	285	47.3
知的障がい者	449	100	22.3	35	35.0
精神障がい者	203	98	48.3	40	40.8
妊産婦子育て	-	200	-	47	23.5
合計	-	2,000	-	1,016	50.8

対象者数は平成20年10月末現在

# (2)アンケート設問一覧表

アンケートの設問は次のとおりです。

*188 o W #	T/ -1		西	己布対象	·····································	
設問の概要	形式	高齢	身体	知的	精神	子育
アンケートの対象となる方に関する設問						
回答者本人か代理か	単	ı	-			-
バリアフリーへの関心	単					
年齢	単					-
子どもの年齢	単	-	-	-	-	
性別	単					-
お住まいの地区	単					
障がいの部位、所持している手帳や等級	複	-				-
外出の有無	単					
外出の際の交通手段	複					
外出における付き添いなどの必要性	単					
外出における付き添いなどの理由	複					-
普段の生活に使用している歩行補助具や装具など	複					-
ベビーカーの使用の有無	単	-	-	-	-	
利用する生活関連施設に関する設問						
よく利用する生活関連施設	複					
生活関連施設への移動手段	複					
よく利用する鉄道駅に関する設問						
もっともよく利用する鉄道駅	単					
市内のよく利用する鉄道駅	単					
市内の鉄道駅への交通手段	単					
市内のよく利用する鉄道駅で困ること	複					
よく利用する道路に関する設問						
もっともよく歩く道路	単					
ついでよく歩く道路	単					
もっともよく歩く道路で困ること	複					
路線バスの利用に関する設問						
路線バスの利用頻度	単					
路線バスの利用目的	複					
路線バスの利用時に困ること	複					
自由回答						
バリアフリー化の推進にあたっての意見や提案	自					

形式…それぞれ単:単数回答、複:複数回答、自:自由回答

### (3)アンケート結果の概要

### バリアフリーへの関心[単数回答]

対象者 ( N は有効回答数 )		関心がある	
高齢者	( N = 582 )	84.4%	多くの対象者において、バリアフリー
身体障がい者	( N = 273 )	86.8%	への関心が高い結果となっています。な
知的障がい者	( N = 35 )	68.6%	お、精神障がい者では、「どちらとも言え
精神障がい者	( N = 39 )	38.5%	ない」が 46.2%ともっとも高くなってい
子育て親	( N = 47 )	71.7%	ます。

### 外出の有無[単数回答]

対象者 (Nは有効回答数)		外出する	
高齢者	( N = 587 )	97.1%	すべての対象者において、「外出する」
身体障がい者	( N = 270 )	93.7%	と回答した人が多くなっています。外出
知的障がい者	( N = 34 )	100.0%	に制約を受けやすい身体障がい者におい
精神障がい者	( N = 39 )	89.7%	ても、多くの人が外出していることがう
子育て親	( N = 46 )	100.0%	かがえます。

### 外出の際の交通手段[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)		電車	バス	
高齢者	( N = 570 )	50.2%	51.2%	子育て親を除き、「電車」と「バス」の
身体障がい者	( N = 253)	36.0%	41.5%	回答が比較的高くなっています。子育て親
知的障がい者	( N = 34 )	58.8%	52.9%	は、「車」による移動が多く、「車(自分で
精神障がい者	( N = 40 )	34.4%	37.1%	運転)」が73.9%となりました。
子育て親	( N = 46 )	26.1%	10.9%	

### 外出における付き添いなどの必要性[単数回答]

対象者 (Nは有効回答数)		必要	うち 遠方のみ	
高齢者	( N = 583 )	11.5%	7.4%	知的障がい者が、もっとも付き添いを必
身体障がい者	( N = 270 )	48.9%	20.4%	要としており、次いで身体障がい者となっ
知的障がい者	( N = 24 )	76.5%	14.7%	ています。子育て親においても、夫や親な
精神障がい者	( N = 36 )	33.3%	19.4%	どと一緒に外出する必要性が高くなって
子育て親	( N = 45 )	86.4%	17.8%	います。

子育て親については、夫や親などと一緒に外出する頻度

### 外出における付き添いなどの理由[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	步行困難	公共交通の 乗降困難	
高齢者 (N=57)	28.1%	31.6%	「ひとりで歩行が困難」を理由としたの
身体障がい者(N = 117)	39.3%	27.4%	は、身体障がい者がもっとも高く、「ひと
知的障がい者(N=24)	16.7%	29.2%	リで電車やバスの乗降が困難」を理由と   したのは、高齢者がもっとも高くなって
精神障がい者(N = 12)	8.3%	25.0%	います。

### 普段の生活に使用している歩行補助具や装具など[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	杖	車いす	
高齢者 (N=420)	9.8%	1.7%	身体障がい者では、「杖」がもっとも高く、
身体障がい者(N=230)	37.0%	17.4%	次いで「車いす」が高くなっています。
知的障がい者(N=19)	0.0%	15.8%	知的障がい者を除いては、「杖」がもっ
精神障がい者(N=30)	13.3%	0.0%	とも高く、次いで「車いす」が高くなっ
子育て親 (N=45)	8.9%	37.8%	ています。

子育て親は、「常にベビーカーを利用」及び「ベビーカーを利用することが多い」についての回答率

### よく利用する生活関連施設 (徒歩及び公共交通の利用者)[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
高齢者 (N=578)	鉄道駅	郵便局	金融機関	スーパー等	医院・診療所
身体障がい者(N=285)	病院	鉄道駅	郵便局、ス	スーパー等	市役所、医 院・診療所、 コンビニ
知的障がい者(N=35)	鉄道駅	スーパー等	図書館	コンビニ	医院・診療所
精神障がい者(N=36)	スーパー等	コンビニ	鉄道駅、医	院・診療所	郵便局
子育て親 (N=45)	コンビニ	公園	鉄道駅、	郵便局、ス	ーパー等
対象者 (Nは有効回答数)	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
高齢者 (N=578)	市役所	病院	コンビニ	図書館	文化センター
身体障がい者(N=285)		記・診療所、 ビニ	金融機関	、図書館	大型商業施設
知的障がい者(N=35)	市役所	公園、垂	<b>『便局、大型</b> 裔	商業施設	文化センター、 金融機関
精神障がい者(N=36)	市役所	金融機関	病院、大型	型商業施設	図書館、公園
子育て親 (N=45)	医院・診療所	金融機関	市役所、	図書館	文化センター、 母子健康セン ター

### 市内のよく利用する鉄道駅[単数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	八幡市駅	橋本駅	
高齢者 (N=470)	72.6%	27.4%	いずれの対象者においても、「八幡市駅」
身体障がい者(N=188)	79.8%	20.2%	が多く、概ね7割以上となっています。
知的障がい者(N=29)	89.7%	10.3%	
精神障がい者(N=25)	68.0%	32.0%	
子育て親 (N=42)	85.7%	14.3%	

### 市内のよく利用する鉄道駅で困ること (八幡市駅)[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	1 位	2 位	3 位
高齢者 (N=230)	階段移動	トイレ利用	駅近くの駐車場が少ない
身体障がい者(N=119)	階段移動	トイレ利用	駅近くの駐車場が少ない
知的障がい者(N=17)	階段移動	トイレ利用	車両とホームの乗降
精神障がい者(N=9)	階段移動	トイレ利用、駅	近くの駐車場が少ない
子育て親 (N=29)	階段移動	トイレ利用	車両とホームの乗降

# 市内のよく利用する鉄道駅で困ること(橋本駅)[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	1 位	2 位	3 位
高齢者 (N=70)	トイレ利用	ホーム移動	階段移動
身体障がい者(N=24)	トイレ利用	階段移動	通路移動、休憩施設
知的障がい者(N=3)	駅近くの駐車場が少ない	-	-
精神障がい者(N=7)	トイレ利用	-	-
子育て親 (N=3)	トイレ利用、	通路移動	-

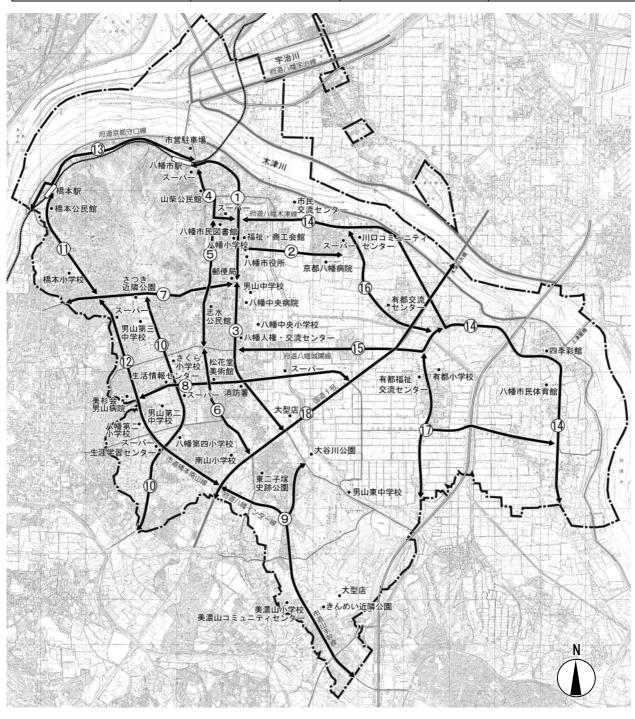
### 「-」は、回答者少数のため非掲載

### もっともよく歩く道路[単数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	1位	2 位	3 位	4 位	5 位
高齢者 (N=466)					
身体障がい者(N=169)		,			
知的障がい者(N=23)		` `		, ,	`
精神障がい者(N=29)				` `	` `
子育て親 (N=41)		`			

もっともよく歩く道路で困ること[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	1 位	2 位	3 位
高齢者 (N=318)	歩道がない・幅が狭い	段差やデコボコ	、街灯が少ない
身体障がい者(N=139)	休憩場所が少ない	段差やデコボコ	歩道がない・幅が狭い
知的障がい者(N=19)	歩道がない・幅が狭い	段差やデコボコ	、街灯が少ない
精神障がい者(N=21)	段差やデコボコ	歩道のこう配大きい	休憩場所が少ない
子育て親 (N=36)	歩道がない・幅が狭い	街灯が少ない	段差やデコボコ



【よく歩く道路の図】

### 路線バスの利用頻度[単数回答]

対象者 (Nは有効	回答数)	よく	たまに	
高齢者 (1	N = 577)	27.2%	40.7%	子育て親を除いては、「よく利用する」が
身体障がい者(「	N = 257)	25.3%	30.4%	25%以上となっています。また、「よく利用
知的障がい者(「	N = 32 )	28.1%	34.4%	する」と「たまに利用する」との合計が半数
精神障がい者(ト	N = 37)	29.7%	21.6%	以上となっています。
子育て親 (「	N = 37)	8.9%	17.8%	

### 路線バスの利用目的[複数回答]

対象者 (Nは有効回答数)	1 位	2 位	3 位
高齢者 (N=496)	駅	買い物	通院
身体障がい者(N=182)	馬尺	通院	買い物
知的障がい者(N=27)	駅	買い物	通勤・通学
精神障がい者(N=27)	駅	通院	買い物
子育て親 (N=31)	駅	友人・知人の家	通勤・通学

### 路線バスの利用時に困ること[複数回答]

対象者 (N は有効回答数) 1 位		2 位	3 位
高齢者 (N=324)	バス停で雨に濡れる	その他 ( ベンチ等 )	便数が少ない
身体障がい者(N = 148)	段差等で乗降困難	バス停で雨に濡れる	便数が少ない
知的障がい者(N=22)	バス停で雨に濡れる	便数が少ない	その他(ベンチ等)
精神障がい者(N=17) バス停で雨に濡れ		る、便数が少ない	時刻表が見にくい
子育て親 (N=27)	バス停で雨に濡れる	段差等で乗降困難	難、便数が少ない

### (4)自由回答の概要

アンケートにおける自由回答については、多く寄せられた意見の中で、とくに多い意見についてまとめました。鉄道駅については、エレベーターの設置等について意見が多く寄せられました。 道路については、歩道の狭い幅員、段差やデコボコ、路上駐車、道路側溝やグレーチングの危険 性、自転車の走行マナーへの意見が多くありました。バスについては、バス停のベンチ設置への 意見が多く寄せられました。

### <鉄道駅について>

おもな意見	同様な 意見数
八幡市駅にエレベーターを取りつけてください。足が痛くてとても辛いです。(高齢者)	
現在のところ不便を感じませんが、将来、夫が車に乗れなくなり公共の鉄道を利用するになったとき、駅にエレベーター(エスカレーター)があればいいと思います。(高齢者)	
80 才になりますが、バリアフリーの遅れを痛感するのは八幡市駅の階段です。病後や膝が痛んだ時に京都へ行く場合には、バスで樟葉へ行って電車に乗ることにしています。(高齢者)	
八幡市駅(京阪電車)のバリアフリー化をぜひおすすめください。エスカレーター、エレベーターをぜひお願いします。足が不自由なのでとても困っています。(身体障がい者)	107
八幡市駅にエレベーターを設置してください。しんどくてたまりません。よろしくお願いします。(知的障がい者)	
八幡市駅(京阪)にエスカレーターかまたはエレベーターを設置してください。 階段が怖くて倒れそうになります。足の状態が悪いのでこたえます。(精神障がい者)	
八幡市駅でベビーカーなど利用のときが一番困ります。階段ばかりでとても大変です。子どもが小さく、ベビーカーでの移動がほとんどで、電車を利用して市外に	
外出したいけれど、八幡市駅にエレベーターがないため、外出するのがおっくうで 出産してから1年半ほとんど電車を利用していません(子どもがベビーカーを嫌が り1度降ろすと次に乗らないため、階段で降ろすことができない)。(子育て親)	

# <道路について>

おもな意見	同様な 意見数
八幡木津線は、大型自動車の通行が非常に多い道路ですね。道幅も狭く、歩道のないところもあり、歩くことはもちろん、自転車の通行ですら危険を感じます。(高齢者)	
ボランティアで車いすに人を乗せて歩く時、八幡市役所から八幡市駅を向いて歩 道の幅が狭く困ったことがよくありました。(高齢者)	17
介助者と手をつないで歩きたいが歩道の中が狭い。(知的障がい者)	
ベビーカーを使っていた頃は、歩道がないまたは狭すぎるところは困ったし危険。 (子育て親)	
道路の段差を少なくしてほしい。足を上げて歩いているつもりでも時々つまずき そうになる。(高齢者)	
歩道への段差、こう配をなくしてほしい。道路がかまぼこ状態になっていて、車 いすを押して歩きにくいところがある。(身体障がい者)	25
子どもが生まれてベビーカーを利用する事になって初めて世の中には段差がいっぱいあることに気付かされました。ほんの少しの段差でもスムーズに上り下りができなくて困りました。(子育て親)	
歩道のデコボコや段差はこまめに修理してほしい。(高齢者)	
最近、歳をとっているせいか、道路の修理(仮復旧)後のデコボコの状態が多く 足もとが危なくて仕方ありません。また、夜になると街灯が少なく高齢者には車、 歩行者とのすれ違いにとても危険を感じます。(高齢者)	
お天気のよい日など車いすで散歩に出たいと思いますが、歩道がデコボコで車いすが動かなくなるときがあります。段差もあり外出できません。(身体障がい者)	22
歩道がガタガタしていて小さな子どもを連れているとき危ないです。植えてある 木の根が大きくなっているのか、盛り上がっている歩道が多いのが気になります。 (子育て親)	
道路へ樹木の枝はみ出し部分があり、歩行にも自転車その他にも危険。(高齢者)	
歩道が広いと車が乗り上げて駐車していて車道を歩かないと通れない。(高齢者)	
道路沿いの歩道に駐車が多い。とくにコンビニや店舗前に当たり前のように駐車 して歩行者や自転車の通行を困難にしている。パトカーや巡視の警察官からもっと 注意を促してほしい。(高齢者)	17
歩道のない道ではできるだけ端を歩こうとするが、電柱や駐車車両が障害になる。 (身体障がい者)	

先日も体が不自由のためふらつきがあり、溝に入ってしまい引き上げるのに大変	
苦労しました。他人の手を借りないと上がることができないため、本当に外に出る   ときは心配です。(身体障がい者)	
グレーチングのふた、マンホールのふた、アスファルトなど、耳が悪い人、高齢 者には平衡感覚のバランスをとれない人が多いと思いますので側溝には必ずふたを	23
智には千寅感見のパランスをとれない人が多いと思いよりので劇場には必りかたを 設置してほしい。(身体障がい者)	23
側溝の金網で目の幅が大きいものでは、ベビーカーのタイヤがすっぽりはまって 埋まって動かなくなり、恐い思いをした事もあります。夫がいるときは車で出掛け	
ますが、歩いても外出しやすいまちづくりをお願いします。(子育て親)	
歩道に駐車している自転車が多く、自分が運転しているときも、立ち止まって進 まないといけないときがある。マナーを守ってほしい。(高齢者)	
幹線道路(歩道のある道路)を歩いていて一番気になることは自転車の走行マナーの悪さです。とくに後方からの場合はベルを鳴らす。これが必要ではないか。音なしですぐそばを走り抜けられるときの恐怖感は高齢者、身体障がい者の方には切実な問題ではないかと思います。やはり安心して歩行できることを切望いたします。	27
(高齢者)	
歩道を自転車がスピードを出して近づいてくると怖くて、その場で動けなくなり	
ます。こけたら入院することになるだろうと思ったら安心して歩道を歩けません。	
交通ルールがはっきり皆にわかるように P R してほしい。(身体障がい者)	

# <バスについて>

同様な 意見数
18
10

# 第5章 ヒアリング調査

### 1.ヒアリング調査結果の概要

#### (1)ヒアリング実施の概要

アンケート調査は高齢者、障がい者等の意見を定量的に把握するものですが、定性的な把握やより詳細な意見も求められることから、アンケート調査を補う目的で「ヒアリング調査」も実施し、これらを通じ、本市におけるバリアフリーの課題について障がい者の意向を把握しました。

#### ヒアリング対象及び日時

団体名	実施日	出席者数
八幡市ろうあ協会	平成 21 年 1 月 9 日 (金)	3名
八幡市手をつなぐ親の会	平成 21 年 1 月 14 日 (水)	5 名
八幡市難聴者協会	平成 21 年 1 月 21 日 (水)	5名
八幡市身体障がい者協会	平成 21 年 1 月 26 日 (月)	7名
京都府視覚障がい者協会八幡支部	平成 21 年 1 月 27 日 (火)	6名

### ヒアリング内容

おもなヒアリング項目
券売機で切符を買うときに困ること
改札からホームまで移動するときに困ること
ホームで電車を待っているときや車両に乗り込むとき困ること
トイレを利用するとき困ること
駅でとくに優先して整備してほしいこと
よく行く施設や利用したいがバリアがあり利用できない施設
よく行く建物や公園などで、利用するときに困ること
建築物でとくに優先して整備してほしいこと
道路を歩くうえで困ること
信号の青時間が短い交差点、横断歩道等の道路標示により、安全向
上策が必要な箇所
視覚障害者誘導用ブロックについて
駅前広場を利用する際に困ること
バスの乗降場で困ること
バスの乗車中に困ること
本市で優先すべきバリアフリー施策について

# (2)ヒアリング調査結果におけるおもな意見

# <八幡市ろうあ協会>

	以前、八幡市駅で切符を買うのに間違ったボタンを押してしまい、駅員を
	呼び出したが、混雑しており筆談での応対が後になったこともあった。
	事故で電車が遅れたようだがわからなかった。横にいた女性との筆談で事
鉄道駅	故だとわかった。やはり、電光掲示板がホームにあったらいい。
业人人已减八	八幡市駅のホームで人が倒れたところに遭遇した。駅員を呼びに行った
	が、筆談している余裕はないので、とりあえず引っ張って連れて行ったが、
	意思が伝わらずとても時間がかかった。駅にカードか何か置いて、突然の事
	態に対応できるよう工夫ができないか。
建築物•	図書館や市役所などの施設に、聴覚障がい者でも緊急時がわかる回転灯の
7.27,51.5	設置がなされていない。
公園等	市役所の窓口に順番待ちの番号表示がされるものがあったらいい。

# < 八幡市手をつなぐ親の会 >

	<del></del>
鉄道駅	券売機で障がい者切符を購入しても、改札で切符を通すときにエラーとなり職員に解除してもらわなければ通れない。エレベーターができても、障がい者切符では、駅員を呼び確認してもらう必要がありひとりでは通れない。他の駅では、改札口からホームまで移動するときは、裏を通されることが多い。また、保護者でもエレベーターが見つけにくい位置にあることがある。
	障がい者トイレがあっても、成人用のベッドはほとんどない。障がいのため立てない身体の大きな子に必要である。また、設置すれば望まれない使われ方をするからといって設置を進めなければ、バリアフリー化は進まない。
建築物・ 公園等	一部の商業施設では、荷物用のエレベーターしかないため、店員を呼ばなければ利用できない。
道路	多目的トイレが必要である。 歩道では、少しの段差でも使いにくい。 駅に行く道路(八幡木津線)の左側歩道が通りにくい。
駅前広場	車いす用の駐車スペースがほしい。植木が多いので取ってスペースを作ってはどうか。
	屋根が一部 (バス停、タクシー乗り場) しかない。車を停めて送迎している植木のある路肩のところに屋根がない。
バス	現在では、障がい者らの低床バスの利用が少ないため、バスの運転手は障がい者が利用する際の配慮ができていない。 低床バスを優先してまわしてほしい。まだ低床でないバスが運行している
	のでいつ低床バスが来るのかわからない。

### < 八幡市難聴者協会 >

鉄道駅	補聴器をつけていると、駅構内や車内案内が聞きとりにくい。もっと聞き
	取り易くしてほしい。耳の不自由な人に連絡する仕組みがあれば助かる。
	電光掲示板があれば助かる。また、車両内の電光掲示をもっと見やすくし
	てほしい。
	市役所に戸籍を取りにいったときなど、呼ばれても順番がわからない。窓
	口で番号が出るようにしてほしい。耳のマークが遠いところにありわからな
建築物・	かった。
公園等	病院で呼び出されたとき、わからなかったことがある。聴覚障がいである
	ことは伝わっているはずなのに、音声での呼出しをされ、自分の順番がわか
	らなかった。
道路	歩道部分の舗装割れやくぼみ、木の根やブロックの盛り上がりなど、通行
	に不便なところがたくさんある。
	歩道の生け垣が通行に支障であり、切ってほしい。
バス	八幡市駅ロータリーのバス停の時刻表が高い位置にあり見づらいので低
	くしてほしい。

# < 八幡市身体障がい者協会 >

	チェアメイトを使用するときは、他駅からも駅員がきて介助を行う。バス
	らそうだが、前もって連絡することが前提となる。
と 鉄道駅	知らない人に車いすの車両乗り込みは頼みにくい。持ち上げたりするのに
	ら要領がいる。
	トイレの場所が遠い。身体障がい者用トイレではないので使えない。
	ホーム待合室の入口の前には上屋の支柱があり、車いすでは入りにくい。
	郵便局や信金の出入口の前に自転車が置いてあり、出られなかったことが
a.	あった。
	車で出かけた際、障がい者用駐車スペースにカラーコーンが置いてある
建築物・	こ、ひとりではそれを移動させることができない。
公園等	トイレの手すりが可動式であれば、介護がしやすい。
	障がい者はどちらかの手しか使えないことが多いので、どちらの手でも使
7	えるような手すりなどにしてほしい。また、ウォシュレットがあれば(手が
傾	<b>吏えないので)助かる。</b>
	狭い歩道では傾きが大きく、歩行が困難である。車道を歩けば一番通りや
道路	けいのだが、危険なので歩道を使わざるを得ない。
	歩道の横断こう配は危ない。とくに電動車いすでは、力の加減で傾きを調
虫	をできない。
	ノンステップバスでも、上手な運転手は歩道に十分に近づけてくれる。
バス	近くのバス停は利用しにくいので、歩道の形状がまっすぐなバス停からわ
2	ざわざ乗る。

## < 京都府視覚障がい者協会 八幡支部 >

- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	埠かい名協会 八幡文部 > 
	切符を買うとき、料金表が見えない。駅員に頼んでも、忙しくて対応して
	もらえないことがある。 
	エレベーターで、「方面ホームのエレベーターです」などの音声案内
	はしてほしい。また、点字もつけてほしい。
	駅員は、何かあったときにボタンを押してくれというが、視覚障がい者に
	はボタンの位置がわからない。
	ホームと電車の隙間が大きい (大阪方面のほうがとくに大きい)。高齢者
	は歩幅が小さいので、とくに渡るのが大変。実際に、視覚障がい者の人が落
数道駅 鉄道駅	ちたことがある。
型八足 樹八	2 階建ての車両に知らずに乗って困った。止まる位置がわかるようにして
	ほしい。
	トイレの洗浄ボタンの位置が分からない。ボタンは大きくして力をいれず
	に押せるほうがよい。手をかざすタイプはなかなか流れないので使いにく
	ll.
	音声案内をしてほしい。障がい者トイレは広く、どこに何があるのかわか
	らない。たどりつかない。また、点字ブロックはたくさんあるが、どれが何
	につながっているのかわからない。
	触知案内図は設置されているが、どこにあるのかがわからない。
	点字ブロックの上に駐輪が多い。点字ブロックの意味がわかっていない人
	が多い。
	U字タイプの車止めは、杖がU字の中に入ってしまい、通れなくなる。
	民家の木の枝が伸びており、顔を怪我したことがある。
	視覚障がい者にとって路上駐車は危険。
道路	グレーチングの隙間に杖がはまる。細目にしてほしい。
	道路で暗いところがある。街路灯がほしい。
	押しボタン信号の箱の位置がわからない。小さく音が出ているものもある
	が、車両の騒音で聞こえないことがある。
	信号に誘導鈴を設置するのは、近隣の家に迷惑がかかるので、設置するの
	に各家にお願いに行ったことがあった。
	バスロータリーでは、目的の番号のバス停がどこにあるのかわからないの
バス	で、音声で案内してくれるといい。
	バスに乗るとき、ステップが何段あるか、音声で案内してくれるとありが
	たい。最近は色々な種類のバス車両があるためわからない。
	ノンステップバスは前の席が少ない。バス内部は暗いので、歩いて後ろの
	「アンステックバスは前のボグない。バス内部は幅いので、少いで後ろの
	音声案内が最初だけとなっているバスもあるから、聞き逃すとわからな 
	l l <sub>o</sub>

## 第6章 バリアフリー基本構想の目標及び基本方針

### 1.八幡市バリアフリー基本構想の目標

本市では、八幡市福祉のまちづくり要綱(昭和60年3月30日告示)を制定し、バリアフリー 化の先駆けとなる取り組みを進めてきました。

第4次八幡市総合計画においては、まちづくりの将来像として『自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市~自立と協働による個性あふれるまちづくり~』と定めており、市民がよりいきいきと過ごし、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていく必要があるとしています。

八幡市都市計画マスタープランにおいては、まちづくりの基本的課題のひとつとして「少子高齢社会と人口減少社会への対応」を掲げており、第4次八幡市総合計画で定めるまちづくりの将来像に基づき、整備の基本目標を『個性豊かな都市魅力の創出と都市としての機能・質を高めるまちづくり』としています。さらに、この基本目標を実現するため「少子高齢社会に対応するとともにだれもが安全・安心に暮らせるまちづくり」に取り組むこととしています。

これら上位計画で定めている理念や将来都市像をふまえ、八幡市バリアフリー基本構想の目標を定めます。

#### 八幡市福祉のまちづくり要綱(基本理念)

障がい者(児)高齢者、幼児、病弱者、妊婦その他の社会生活上、不自由さを有する市民(以下「高齢者等」という。)が安全で快適な環境で生活できるよう、まちの条件を整備し、地域社会の中でともに生きていくことが、社会の本来の姿である。

私たちは、高齢者等にとって住みやすいまちはすべての市民にとって住みよいまちであるとの 認識に基づき、福祉のまちを築こうとするものである。

#### 第4次八幡市総合計画(将来都市像とまちづくりの基本目標)

将来都市像	自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市
	~ 自立と協働による個性あふれるまちづくり ~
	人権を尊重し、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
基本目標	だれもが明るく元気に暮らせるまち
	人がつどい、活力あふれるまち

### 八幡市都市計画マスタープラン(将来都市像と整備の基本目標)

将来都市像	自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市
	~ 自立と協働による個性あふれるまちづくり ~
整備の	個性豊かな都市魅力の創出と都市としての機能・質を高めるまちづくり
基本目標	(少子高齢社会に対応するとともにだれもが安全・安心に暮らせるまちづくり)

だれもが安全・安心に活動できる 住みよいまち八幡

### 2.八幡市バリアフリー基本構想の基本方針

八幡市バリアフリー基本構想の目標を実現するために、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念に基づき、バリアフリー新法や上位関連計画等をふまえながら、次の4つの基本方針を定めます。

### <あらゆる人を対象としたバリアフリー>

八幡市福祉のまちづくり要綱で定める基本理念と同じように、高齢者、障がい者(児)だけでなく、妊産婦、けが人、子ども等も対象としたバリアフリー化に取り組みます。また、バリアフリー化への要望は人により異なります。そのため、建築物や道路といったハード面だけではなく、広報や啓発、教育、市民活動支援などのソフト面も取り組むことにより、適切なバリアフリー化を図ります。

### <幅広い施設を対象としたバリアフリー>

バリアフリー新法が施行されたことにより、バリアフリー化の対象は鉄道駅、道路、建築物、公園等となりました。本市においてもこれらの施設のうち効果的にバリアフリー化できる施設を選定し、ひとつひとつの施設を個別に整備するのではなく、つながりのある一体的な整備に取り組みます。

#### <心のバリアフリー>

だれもが明るく元気に暮らせるまちとするには、建築物や道路といったハード面における整備だけではなく、ソフト面として市民ひとりひとりがバリアフリーに理解を深める「心のバリアフリー」の実現が不可欠です。みんなが気持ちよくいきいき暮らすことができるよう、広報・啓発活動や学校教育との連携により「心のバリアフリー化」を進めます。

### <協働により段階的・継続的に取り組んでいくバリアフリー>

効率的なバリアフリー化の実現に、市民・行政・施設設置管理者等が協働し一体となって取り組みます。さらに管理面なども含めて継続的に取り組んでいくことが重要であることから、事業の計画、実施、評価の各段階で内容を確認しながら、継続的なバリアフリー化に取り組みます。

## 第7章 重点整備地区の設定

1.重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について

### (1) 重点整備地区の要件

バリアフリー化を推進するには、バリアフリー化を図る施設や経路との連続性の確保、また、 そのための一体的な取り組みが重要な課題となります。そのため、八幡市バリアフリー基本構想 においても、国の定める基本方針の要件に照らし合わせて重点整備地区を設定します。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

#### 配置要件

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- ・地区全体の面積がおおむね 400ha (半径約1.1k m円の圏域)未満
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物 に該当するものがおおむね3以上所在すること
- ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が 徒歩で行われる地区であると見込まれること

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行わ」 れる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号イ)

#### 課題要件

- ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
- ・想定される事業の実施範囲、実現可能性 などの観点から総合的に判断して事業の実施が特に必要な地区

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路 その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。(バリアフリー新法 第2条第21号ロ)

### 効果要件

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供 する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進
- ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区である。」。」(バリアフリー新法 第 2 条第 21 号八)

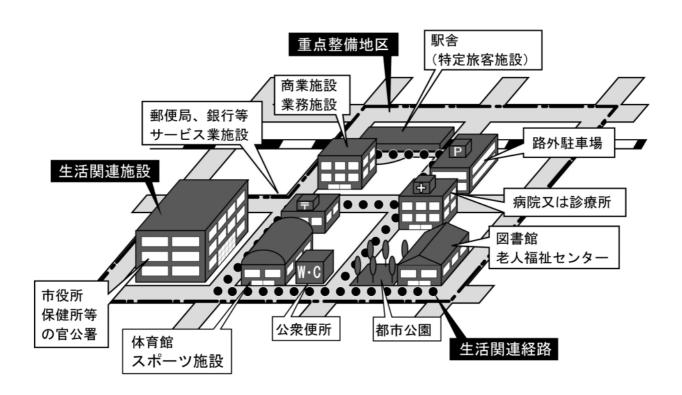
### (2)生活関連施設及び生活関連経路

### 生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、 官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において駅、市役 所、図書館など多数所在しています。これらのうち、基本構想において生活関連施設として定 めた施設は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

### 生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ 道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。 生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化を図っていく必要が あります。



【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

### 2. 八幡市における重点整備地区の設定の考え方

### (1) 重点整備地区の対象エリアの絞り込み

アンケートでは、生活関連施設となりうる主要な公共施設や身近に利用される郵便局、銀行などの公益施設、商業施設や医院・診療所などのうち、よく利用する施設はどのような施設であるか回答を求めました。

その結果、病院や近所のスーパー・お店といった日常生活に利用される施設が上位を占めた ほか、社会生活に利用される市全域からの利用が見込まれる施設については、次のような結果 を得ました。

【徒歩及び公共交通でよく利用される広域的な公共施設等の順位】

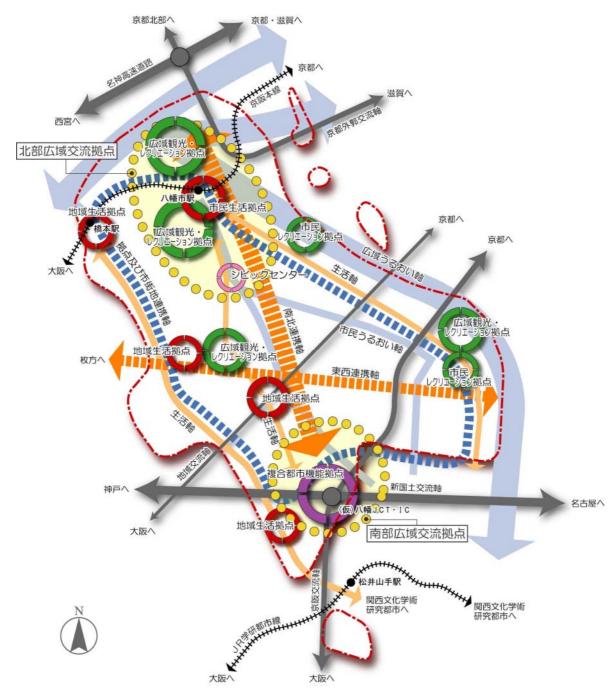
	1 位	2 位	3位	4 位
高齢者	鉄道駅	市役所	図書館	文化センター
	50.7%	38.4%	24.7%	21.8%
身体障がい者	鉄道駅	市役所	図書館	文化センター
3体は2.0.0月	27.4%	21.6%	16.6%	11.6%
知的障がい者	鉄道駅	図書館	市役所	文化センター
	51.6%	38.7%	22.6%	16.1%
精神障がい者	鉄道駅	市役所	図書館	文化センター
利用が中で1.7.6 1日	27.8%	22.2%	11.1%	8.3%
	鉄道駅	市役所、図書館		母子健康センター
子育て	亚人坦利			文化センター
	28.9%	17.	8%	15.6%

精神障がい者の同率4位には、福祉・商工会館、松花堂美術館があります。

このことより、市全域からの利用が見込まれる公共施設等では、鉄道駅が最も重要な施設であると考えられることから、本市においては、鉄道駅を生活関連施設に選定することとし、八幡市駅及び橋本駅を含んだ各エリアについて、重点整備地区を設定することとします。

### (2)上位関連計画、その他の計画との整合

重点整備地区が、バリアフリー新法における「移動等円滑化のための事業を実施することが特に必要であると認められる地区」、「移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区」であるか否かについては、土地利用及び諸機能の集積の実態ならびに将来の方向性、上位計画との整合性について確認を行うこととします。



【都市計画マスタープランにおける都市骨格図】

対象エリア	第4次八幡市総合計画における位置づけ
八幡市駅周辺	第4次総合計画では、基本構想で掲げた将来都市像を実現するため、
	平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間として、優先的
	に取り組むべきリーディングプロジェクトを示しています。
	八幡市駅周辺及び橋本駅周辺は、リーディングプロジェクトのひと
	つである交流拠点整備プロジェクトに位置づけられており、生活交流
	拠点の整備推進に取り組むこととしています。

対象エリア	八幡市都市計画マスタープランにおける位置づけ
八幡市駅周辺	市民の暮らしの中心として、周辺環境の整備等を図る「市民生活拠
	点」に位置づけられています。また、徒歩圏域に、行政サービスや市
	民文化の中心として機能の充実を図る「シビックセンター」が位置づ
	けられており、市民生活の身近な動線である「生活軸」で結ばれてい
	ます。
橋本駅周辺	地域住民の暮らしの中心として、周辺環境の整備等を図る「地域生
	活拠点」に位置づけられています。また、本拠点から橋本南山線が「生
	活軸」として伸びており、男山中央センター周辺の地域生活拠点と接
	続しています。

### (3)生活関連施設及び生活関連経路の選定

### アンケート結果による生活関連施設の選定

本市においては、特定旅客施設(乗降客数 5,000 人以上/日平均)であって中心的な生活関連施設となる八幡市駅と橋本駅のほか、アンケート結果において社会生活に利用され市全域からの利用が見込まれる施設の中で上位となった市役所、八幡市民図書館、文化センターについても生活関連施設に選定します。

また、これらの施設周辺に立地する大規模小売店舗や郵便局、金融機関等は、アンケート結果において上位にあり、市民の日常生活上重要な施設であることから、常に不特定で相当数の利用が見込まれる施設として生活関連施設に選定します。

### 八幡市駅及び市役所周辺地区における生活関連施設

施設名	特別特定建築物に該当する用途	
八幡市駅	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
八幡市役所、市役所分庁舎、市役所別館	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
八幡市民図書館	博物館、美術館又は図書館	
八幡市文化センター	集会場又は公会堂	
山城八幡郵便局		
八幡石清水郵便局		
京都銀行八幡支店	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、   銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
京都銀行八幡中央支店		
京都中央信用金庫八幡支店		
ファミレ八幡	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	

### 橋本駅周辺地区における生活関連施設

施設名	特別特定建築物に該当する用途
橋本駅	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築 物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
橋本公民館	集会場又は公会堂
八幡橋本郵便局	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀
京都中央信用金庫橋本支店	行その他これらに類するサービス業を営む店舗

### その他の生活関連施設の選定

八幡市駅と橋本駅の徒歩圏に立地する公共施設においては、重点的かつ一体的な整備を図ることによる効果を考慮し、アンケート結果で上位とならなかった施設についても積極的に生活関連施設に選定します。

### 八幡市駅及び市役所周辺地区における生活関連施設

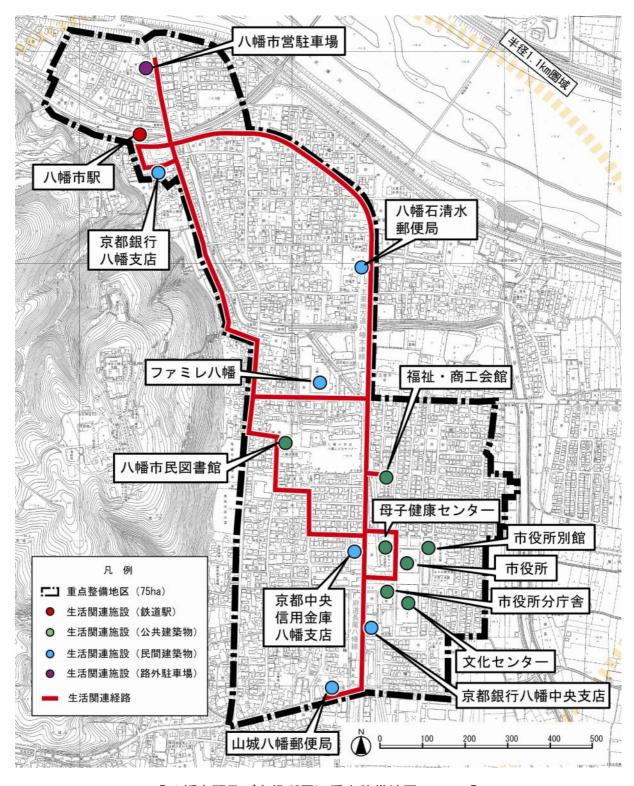
施設名	特別特定建築物等に該当する用途
福祉・商工会館	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの
母子健康センター	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
八幡市営駐車場	特定路外駐車場(特別特定建築物には該当せず)

### 生活関連経路の選定

生活関連経路は、アンケート結果により多くの利用が見込まれる生活関連施設やその他の生活関連施設を結ぶ経路であって、地区の骨格となる幹線道路や施設間をできるだけ短く結ぶ経路を生活関連経路として位置づけます。

### 3. 重点整備地区の設定

前項の八幡市における重点整備地区の設定の考え方をふまえ、本基本構想では、重点整備地区 を次の図のように定めます。また、重点整備地区の境界は、国の定める基本方針に従い、可能な 限り市内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって定めます。



【八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区 (75ha)】



【橋本駅周辺重点整備地区 (18ha)】

## 4.重点整備地区における要件整理

八幡市駅及び市役所周辺や橋本駅周辺の重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

## (1)八幡市駅及び市役所周辺地区

要件	地区の状況
配置要件	<ul> <li>・徒歩圏内に特定旅客施設である八幡市駅が立地しているほか、特別特定建築物である市役所(本館、分庁舎、別館)八幡市文化センター、八幡市民図書館などの官公庁施設や文化施設などが多数集積しています。</li> <li>・これらの施設は、高齢者や障がい者等のアンケート結果においてもよく利用する施設となっていることから、相当数の徒歩による利用が見込まれます。</li> </ul>
課題要件	<ul> <li>・都市計画マスタープランにおいて、市民生活の中心である「市民生活拠点」と、行政的、文化的な中心機能を有する「シビックセンター」が位置づけられている地区であり、今後も八幡市の中心的なエリアです。</li> <li>・最も利用者が見込まれる生活関連施設があり、日常生活上、社会生活上の重要な結節点である八幡市駅については、改札からホームまでの垂直移動が階段のみであることから、円滑な移動の確保が喫緊の課題となっています。</li> </ul>
効果要件	・市内においてもとくに重要な施設が集積している本地区において、一体的な バリアフリー化を推進することは、市民交流と社会参加の促進、勤労の機会 の増大につながるとともに、市民及び来訪者にとって、安全・安心に活動で きる生活基盤の整備が図られます。

## (2)橋本駅周辺地区

要件	地区の状況
配置要件	・徒歩圏内に特定旅客施設である橋本駅が立地しているほか、特別特定建築物である橋本公民館(地域窓口)などが3以上集積しています。
	・橋本駅や八幡橋本郵便局などは、アンケート結果より多数の利用が見込まれる施設であり、本地区の行政的な中核施設である橋本公民館(地域窓口)を含めた比較的狭小なエリア内において、相当数の徒歩による利用が見込まれます。
課題要件	・総合計画において、橋本駅周辺は交流拠点整備プロジェクトに位置づけられているとともに、都市計画マスタープランにおいては、地域住民生活の中心である「地域生活拠点」に位置づけられています。
	・本地区においては、駅の立地上、地形による制約が大きいことなどから駅前整備が進んでおらず、駅へのアクセスの向上と円滑な移動の確保が大きな課題となっています。
効果要件	・交流拠点整備プロジェクトとの一体的な推進により、市民及び来街者が安全・安心に活動できる生活基盤の整備が図られます。

# 第8章 まちあるき点検調査及び意見交換会の結果

### 1 まちあるき点検調査の結果

### (1)まちあるき点検調査の概要

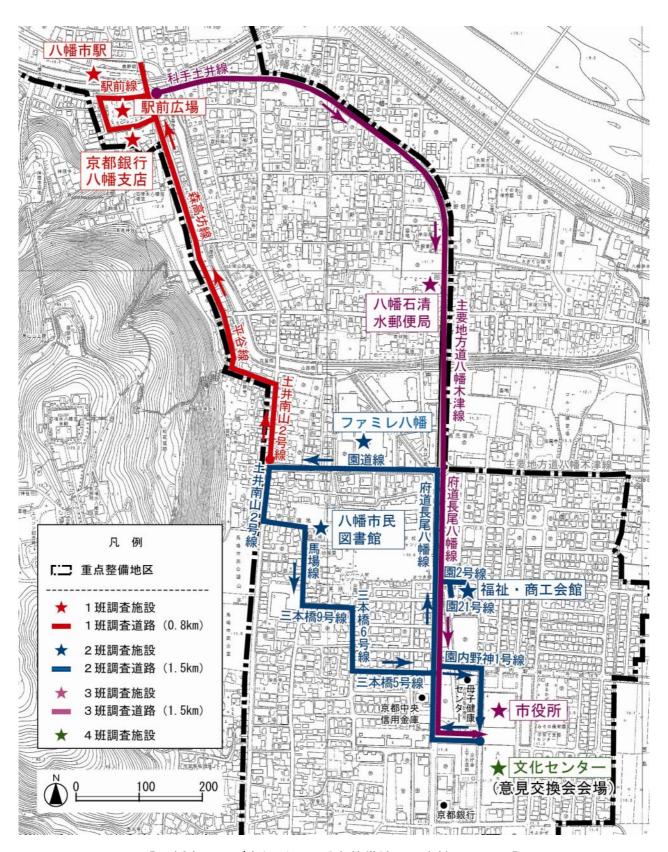
まちあるき点検調査では、高齢者や障がい者等の参加により、市の施設や、鉄道駅及びこれらを結ぶ道路などでバリアとなっている現状を把握するため、実際にまちを歩きながら点検を行いました。また、まちあるき点検調査で確認したバリアフリーの現状については、意見交換会で意見を出し合い、バリアフリー上の問題や整備要望について、模造紙に整理するなどした後、意見発表会を通じて問題点の共有を行いました。

### 調査概要

	平成 21 年 5 月 23 日 (土)	
日時	13:00~15:15 まちあるき点検調査	
	15:15~16:15 意見交換会	
	16:15~16:45 意見発表会	
	<八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区>	
	八幡市駅、八幡市役所、文化センター、八幡市民図書館、福祉・商工会	
対象施設	館、ファミレ八幡、八幡石清水郵便局、京都銀行八幡支店、及び施設を	
入了多人们也可又	結ぶ道路	
	<橋本駅周辺重点整備地区>	
	橋本駅、橋本公民館、八幡橋本郵便局、及び施設を結ぶ道路	
意見交換会会場	八幡市文化センター4階 小ホール	
参加者	31 名(運営事務局除く)	
	障がい者 : 10 名(肢体不自由者: 4 名、視覚障がい者: 2 名、	
	聴覚障がい者:4名)	
	一般参加者:3名	
	協議会委員等関係者:18名	

### 調査のながれ

時間	内容
13:00	文化センター集合
13:05	あいさつ、事前説明(まちあるき点検調査における留意点)
13:15	各班にてまちあるき点検調査の開始
15 : 15	各班にて意見交換会の開始
16:15	各班代表者にて意見発表会の実施
16:45	終了



【八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区 点検ルート図】



【橋本駅周辺重点整備地区 点検ルート図】

# (2)まちあるき点検調査における意見集約

< 八幡市駅及び市役所周辺地区 八幡市駅 >

項目	意見	
改札、階段、 地下通路等 の移動経路	階段の手すりは、以前は最後のほうがなかったが、今は最後まであって安心だ。 車いすは、自動改札機からの出入りができない。 ホームに上がるのに階段しかない。(エレベーターやエスカレーターが必要) エレベーターがない。  淀屋橋方面ホームへの階段の手すりが少し緩んでいた。  改札外の溝のグレーチングの目があらすぎて、白	
トイレ	杖が入って危険である。 ホームのトイレは車いすでは使えない。	
情報案内設 備 / 視覚障 害者誘導用 ブロック	出町柳方面ホームの内方表示ブロックの設置は、 安全のためによいと思った。 駅の触知図の位置が高すぎるし、大きすぎる。	PANCE OF THE PARCE
券売機	視覚障がい者にとっては、駅の券売機に人が多い と迷惑をかけてしまうのではないかと思い、使い づらい。	
ホーム	出町柳方面ホームの休憩室は車いすも出入りでき、広くてよかった。 出町柳方面ホームでは、電車との間が以前より狭くなりだいぶ乗りやすくなった。 淀屋橋方面ホームの休憩室には車いすが出入りしにくい。 出町柳方面、淀屋橋方面ホームで電車が同時に着くと、ドアの開閉の音が聞こえにくく危ない。 淀屋橋方面ホームは、電車との隙間が大きい。また、車両の床面との段差もある。	
その他	駅員の対応がよかった。 聴覚障がい者などのためにコミュニケーション ボードが用意されていることを初めて知った。	

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 京都銀行八幡支店 >

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	一方の出入口が段である。スロープが必要だ。 入口に段があり、車いすが入れない。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 八幡石清水郵便局>

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	出入口の幅が車いすにはぎりぎりである。 傘立てがあって、車いすがまっすぐに入れない。 ATM前では空間が狭く、車いすの方向転換が難 しい。	
垂直移動 (スロープ)	屋外出入口のスロープは、なだらかでよかった。	
その他	ATMは車いすには高く、振込み用紙を入れにくい。	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 ファミレハ幡 >

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	駐車場の出入口でコンクリートがはがれている。 店内に点字ブロックがない。 出入口付近の点字ブロックの上に自転車がある。	
トイレ	多目的トイレの取っ手が高すぎて短く、開閉が難 しい。 スライドドアの手すりを大きくしてほしい。 スライドドアの手すりを大きくしてほしい。	
その他	車いす使用者用駐車施設に健常者の車の駐車がなかった。(車止めのコーンも置いておらず、ガードマンが注意している。) 車いすの貸出システムがない。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 市役所 >

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	市役所周辺の道路は、段差が少ない 南側出入口に敷地内スロープがあり、18%と急な こう配になっている。	
トイレ	多目的トイレのバリアフリー化が行き届いている。 多目的トイレのスペースが狭い。	
標識・案内 設備	車いす使用者用駐車施設の標識が必要。 車いす使用者用駐車施設がもっと玄関付近にあればよい。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 福祉・商工会館 >

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	スロープが新たに整備されている。 2階通路の手すり付近にもの(長いす)が置いて ある。 グレーチングの目の幅が大きく車いすなどの車輪 がはまる。	
垂直移動 (エレベー ター)	緊急時のことを考えれば、エレベーターに小窓があればよい。聴覚障がい者は、エレベーターの外部通話用のマイクで話すことができない。	
トイレ	一般用トイレには洋式トイレがない。 多目的トイレの扉が開閉しにくい。扉を開けても 閉まるスピードが速い。	
標識・案内 設備	館内に触知図があったが、その前に障がい物がある。 緊急時などに見てわかる非常警報灯がほしい。	
その他	車いす使用者用駐車施設の上屋が小さくて濡れてしまう。 階段の手すりがほこりで汚れている。 手話のできる職員がいればなおよい。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 八幡市民図書館 >

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	屋外のグレーチングの目があらい。 非常口の段差が大きくて使用できない。	
垂直移動 (階段/スロープ/エレベーター)	エレベーターの鏡が汚れている。	
トイレ	1階トイレは和式のみとなっている。	
標識・案内 設備	階段の点字ブロックが薄くなっている。 トイレの標示に、男・女・多目的トイレの標示が ほしい。 館内に触知図がない。 非常口付近に電光文字表示板などがほしい。	
その他	車いす使用者用駐車施設がない。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 文化センター>

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	長い廊下には手すりがない。(非常時誘導用にもなる) 点字ブロックで入っていくと、使われていない受付窓口に行く。正規の窓口への誘導がなく、一貫性がない。 点字ブロックのある通路に障がい物が置かれている。 喫茶室東側出入口のドアが重い。	
垂直移動 (階段/スロープ/エレベーター)	エレベーターのボタンの位置はよい。 階段の始まりと終わりの目印をわかりやすく。暗 がりでも見える蛍光表示とすべり止めがよい。	
トイレ	オストメイトに対応した水洗器具がない。 一般トイレ内に手すりがない。 一般トイレの水洗レバー、回さなくとも上下レバーの設置に一部取り替えてほしい。	
標識・案内 設備	施設内の標示が全体的に小さく、見落とす場合がある。 保育室の標示がわかりにくい。 トイレ標示の大きさ、男女、多目的がわかりにくい。場所がみえにくい。大きく、見やすくしてほしい。	
その他	車いす使用者用駐車施設の標示が消えかけている。標示をしっかりする必要がある。 チケット売場のカウンターが高い。 1 階保育室の標示あるが、入室できない。利用不可能なのに表示するのはおかしい。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 橋本駅周辺地区 橋本駅 >

項目	意見	
改札、階段、スロープ等の移動経路	淀屋橋方面ホームには車いす使用者用の出入口がありよかった。 スロープの手すりが上下に2本あればよい。	
トイレ	身体障がい者用のトイレが設置されていない。 女子トイレは和式が2箇所設置されているので、 一方を洋式トイレとした方がいいのではないか。	
情報案内設 備 / 視覚障 害者誘導用 ブロック	ホーム上に内方線が設置されていない。	
券売機	券売機では蹴り込みがなく、車いす使用者が切符を買うことはできない。 出町柳方面ホームの券売機周辺には点字ブロックがない。	
ホーム	スロープの始まりと終わりからのホームへの誘導がスムーズにつながらない。(改札内スロープに点字ブロックがなく、方向がわかりにくい。) 出町柳方面ホームでスロープの終わりに柱があり、視覚障がい者にはぶつかる恐れがある。	
その他	駅に公民館や郵便局の方向がわかる表示がない。 出町柳方面で呼び鈴を押すと駅員が来るが、不便 である。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 橋本駅周辺地区 橋本公民館 >

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	1階のフロア 、ロビーはバリアフリーになって おりよい。 1階はバリアフリーになっているが、2階は利用 できない。	
垂直移動 (階段/スロ ープ/エレ ベーター)		ATE
トイレ	多目的トイレはよい。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## <橋本駅周辺地区 八幡橋本郵便局>

項目	意見	
廊下・屋外 通路等	入口のマンホール、ポールがとび出ていて、つまずく原因になる。 道路から出入口までの誘導がスムーズに進めるよう、駐輪で邪魔されないように配慮されるとよい。 道路から出入口までの誘導表示が必要(点字ブロック、音声)。 出入口はインターロッキング敷だが、段差ができていてつまずく。	
その他	ポストに点字がある。 電話台が高い位置にあり、車いすの人や子どもは 使いにくい。 ポストの投入口が高い。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

## < 八幡市駅及び市役所周辺地区 市道科手土井線~府道八幡木津線~府道長尾八幡線>

項目		
步道幅員歩 道構造	歩道が狭い場所が多い。 マウントアップのところでは、車いすの車輪が落 ちそうになる。 レンガ通りの歩道がまったく整備されていない。	
こう配 及び段差	歩道のこう配が大きいところが多くある。車いすでは移動しにくい。 市職員駐車場入口のこう配が大きい。 民地への車両出入口ではこう配が大きい(約14%)。 弥生橋のジョイント部分で段差になっている。 関西アーバン銀行前の歩道が下がりすぎている。 踏切の傾斜がきつい。	
舗装	商工会館付近の歩道と歩道の間(車道部)では、 アスファルトがめくれて石が出ていた。 インターロッキングが老朽化し波打っているとこ ろなどは補修してほしい。	
視覚障がい 者誘導	交差点の点字ブロックが規格のものと異なる。標準サイズにしてほしい。 踏切の手前に点字ブロックをつけてほしい。 休日診療所付近の交差点では、音響式信号機の音が小さい。 音響式信号機となっていないところがある。	
その他	市役所前バス停のベンチがなかったので、通行しやすかった。 グレーチングの目があらいところがあり、杖や車いすの車輪が入り込む。もう少し小さい目が必要。店舗の駐車車両が歩道に出ている。 陰がないので緑がほしい。 福祉・商工会館付近にある休憩施設のベンチには屋根があればよい。	

## <八幡市駅及び市役所周辺地区 市道森高坊線~平谷線~土井南山2号線>

	及0000000000000000000000000000000000000	- J 1997 -
項目	意見	
道路幅員	道路が狭く、車が多いので歩きにくい。 一方通行にしてほしい。 石畳の道の両側に車いすが通れる歩道を設けてほし い。	
こう配	平面で歩きやすい。	T
及び段差	車道と歩道の段差をつけてほしい。	
舗装	石畳は車いす、ベビーカーでは振動が大きい。	
	側溝のタイルが割れて、段になっていて歩きにくい。	
	鉄板があったが、雨のときにすべりやすい。	
視覚障が	歩道を設けて、点字ブロックを設けてほしい。	
い者誘導		
障害物等	道が狭いので、電柱に車いすがあたりそうになった。	
	さざなみ公園の立木の枝が道までしげっているので、	THE RESERVE
	顔に当たり危ない。	
	沿道の商店などが植木鉢を置いているため、歩行に支	
	障をきたしている。	1/2
その他	森高坊線は道路にゴミが少なくきれいであった。	
	公園横の道から歩いていて雰囲気が気持ちよかった。	
	道路側溝グレーチングの目があらい。 溝ぶたがなく危ない。	

### <八幡市駅及び市役所周辺地区 市道園道線~馬場線~三本橋9、6、5号線>

項目	意見	
步道幅員	ファミレ八幡から商工会館までの歩道が狭い。	
その他	道路の溝のふたがない。	

は良かったところ、 は問題と感じたところ及び改善要望

### < 八幡市駅及び市役所周辺地区 駅前広場 >

項目	意見	
步道幅員 步道構造	駅前広場全体にバリアフリーの配慮がなされている ように思う。	
こう配 及び段差	バス停の北側で段差がある。 踏切前の歩道、スロープ、段差がきつい。 つじとみ前の段差がくの字で、車いすが押しにくい。 駅前広場のつじとみ横の歩道こう配が急なため、車 いすによる移動が困難である。	
視覚障がい者誘導	駅の前の点字ブロックがまっすぐでなくて、途中で 切れて動線が曲がっていて危険に感じた。	
障害物	歩道に自転車がはみ出して、歩行に支障をきたしている。 自転車が放置されていて危ない。 道路上に道路標識があり、車いすでは通りにくい。	
その他	バリアフリーのトイレは汚い。水道が使いにくい。 たところ は問題と感じたところ及び改善専規	

## < 橋本駅周辺地区 道路 >

項目	意見	
道路幅員	駅の横の道が狭い。	
こう配 及び段差	公民館横の整備された道の歩道と道路との段差がなく、バギーや車いすがスムーズに動ける。 駅に行くまでの道で坂が急なところがあり、車いすの 方やベビーカーには危ない。	Michael Andrews (Michael Andrews Andre
舗装	橋本交番付近の道路舗装が割れ、段差があり危険。 道路舗装が悪く、凸凹があったり、コンクリートが割 れている。	
障害物等	橋本交番付近に道路標識の残がいがあり、つまずきやすい。 橋本郵便局から駅近くまで、電柱が邪魔である。	
その他	橋本郵便局前グレーチングの隙間が広く、ベビーカーの車輪が落ちる。 橋本駅西側の細い溝に、ふたのあるところとないところがあり、危険である。 溝のふたの目があらく、車いすの脱輪の恐れがある。 西遊寺階段下の側溝では、ブロックが落ちており危険である。	

# 第9章 重点整備地区における整備計画(特定事業等)

### 1.重点整備地区における整備計画について

#### (1) 生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化

国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、生活関連施設及び生活関連経路について、「移動等円滑化に関する事項」を指針として示しており、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化の内容を明らかにするよう求めています。

本基本構想では、生活関連施設及び生活関連経路について、整備等の基本的な考え方や整備 方針を定め、これらに基づき必要な整備項目を抽出し整備時期を定める整備計画を作成します。 なお、本整備計画の内容には特定事業の内容も含む記載としており、今後、施設設置管理者 等が必要に応じて、基本構想に基づいた特定事業計画を作成していきます。

### (2)整備計画の記載内容について

### ア)整備等の基本的な考え方について

鉄道駅や建築物、道路、敷地内通路等について八幡市駅及び市役所周辺地区と橋本駅周辺地区共通の整備の基本的な考え方を示したものです。整備方針等を定めるにあたり、準拠する基準やガイドライン等を明確にするとともに、整備方針や整備項目を定める上での基本的な考え方について記述しています。

#### イ)整備方針について

アンケートやヒアリング、まちあるき点検調査等から得られた意見をもとに、事務局による現地調査を加えて、必要な整備項目について詳細な整備の方向性を示したものです。 各施設における特性もふまえて定めており、施設ごとで中長期的な展望もふまえて方針を 記述しています。

#### ウ)整備目標について

整備方針に沿って得られた整備項目で、項目ごとに短期、中期、長期の整備目標の時期 を定めており、時期は下表のとおり設定しています。

整備時期	年 次
短期	~平成 22 年度(2010 年度)
中期	平成 23 年度 (2011 年度)~27 年度 (2015 年度)
長期	28 年度 (2016 年度 ) 以降

### 2.整備等の基本的な考え方

### (1)鉄道駅・バス

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める 省令(公共交通移動等円滑化基準)」に沿った整備を図ることを基本とし、「京都府福祉のまち づくり条例施設整備マニュアル」や、必要に応じて、「公共交通機関の旅客施設に関する移動 等円滑化整備ガイドライン」の内容をふまえた整備を図ります。

#### <鉄道駅>

公共用通路から車両の乗降口に至る経路のバリアフリー化をはじめ、わかりやすい情報 案内の実施など、施設にユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を図ります。

#### <バス>

車両更新時には、今後も、高齢者、障がい者等のあらゆる人が利用しやすいバス車両の 導入を継続して実施し、わかりやすい情報案内を行ったバリアフリー化を図ります。

#### (2)建築物

「建築物移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「建築物移動等円滑化誘導基準」や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び「八幡市福祉のまちづくり要綱」等の内容もふまえた整備を図ります。

#### < 公共建築物 >

道路等や車いす使用者用駐車施設から受付や多目的トイレなどのバリアフリー化された設備までの経路を確保するなど、あらゆる人が施設を利用しやすくなるようバリアフリー化を図ります。また、公共建築物は、高齢者や障がい者のほか、妊産婦や幼児まで幅広く利用される施設であることから、多様な人が利用できるよう設備やサインの充実を図ります。

#### < 民間建築物 >

商業施設については、道路等や車いす使用者用駐車施設から売場や多目的トイレなどの バリアフリー化された設備までの経路を確保するなど、あらゆる人が買い物しやすいバリ アフリー化を図ります。

郵便局・金融機関については、道路等や車いす使用者用駐車施設から窓口及びATMまでの経路の確保やその検討など、あらゆる人がサービスを受けられるようバリアフリー化を図ります。

#### (3)路外駐車場

「路外駐車場移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」などの内容もふまえた整備を図ります。

道路等からの経路の距離ができる限り近くなるよう、車いす使用者用駐車施設を設置するとともに、道路等から車いす使用者用駐車施設までの経路を確保します。

### (4)道路

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び 「八幡市福祉のまちづくり要綱」などの内容もふまえた整備を図ります。

#### <歩道のある道路>

歩道の設置されている生活関連経路においては、高齢者・障がい者等のあらゆる人が利用しやすい経路を確保するため、交差点周辺で生じている急なすりつけこう配の緩和や段差の縮小、駐車場などへの車両乗入れ部における平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等のバリアフリー化に努めます。

#### <歩道のない道路>

歩道の設置されていない生活関連経路においては、溝ぶた等の設置や区画線による歩行スペースの確保、歩行しやすい舗装面の確保等の整備に努めます。さらに、バリアフリー化が図られた道路においては、その効果が持続するよう定常的な維持修繕を実施していきます。

### (5)交通安全

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機に関する基準」に沿った整備を図ります。

信号機への視覚障害者用付加装置や道路標示の設置等により、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう道路整備と調整を図りながら整備します。

### (6)その他

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」や、「京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」及び「八幡市福祉のまちづくり要綱」などの内容もふまえた整備を図ります。

### <駅前広場>

駅前広場においては、歩道の設置されている生活関連経路と同様の整備を行うとともに、バスやタクシーの乗降や車いす使用者の一般車両からの乗降を円滑にできるよう整備を図ります。また、十分な休憩施設等により快適に利用できる駅前空間を実現するよう努めます。

### <市役所周辺の敷地内通路>

市役所周辺のシビックセンターには、市役所・別館・分庁舎、文化センター、母子健康センター、休日応急診療所が生活関連施設として集積しており、これらの施設はそれぞれ敷地内通路により結ばれ、車いす使用者用駐車施設を共用していることから、一体的なバリアフリー化を図ります。

### <バス停ベンチ・上屋>

高齢者、障がい者等のあらゆる人が快適に利用できるバス停とするため、ベンチを設置 するなどのバリアフリー化を図ります。

### 3.八幡市駅及び市役所周辺地区の整備方針及び整備目標

### (1)鉄道駅 ・バス

### 八幡市駅 (事業者:京阪電気鉄道株式会社)

#### < 整備方針 >

#### 【移動等円滑化経路】

公共用通路から車両の乗降口まで円滑に移動できる経路を確保します。

### 【エレベーター】

エレベーターを設置する場合には、見やすい位置に標識を設置します。また、使いやすい操作ボタンを備えるとともに、わかりやすい文字表示と音声案内を行います。さらに、緊急時でも容易に内部の状況を把握できるものとし、車いす使用者が見やすい位置に鏡を設置します。

### 【スロープ、階段】

スロープ及び階段の手すりは2段手すりとします。

### 【券売機】

券売機は、車いす使用者が使用しやすいよう蹴込みを設けたものとします。

#### 【多目的トイレ】

多目的トイレを設置する場合には、できるだけ利用しやすい位置に設置し、見やすい位置に標識を設置します。また、出入口は軽い力で操作のできる引き戸等使いやすいものとし、トイレ内にはオストメイト対応の温水式汚物流しやベビーシートを設置します。水洗ボタン等の配置は JIS 規格を参考にするとともに、紙巻器は片手で切れるタイプのものとし、手荷物台を配置するなど使いやすいトイレ環境を整備します。

#### 【視覚障害者誘導案内】

公共用通路と車両の乗降口を結ぶ経路には視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとし、新規敷設時または改良時には JIS 規格に適合した製品を使用します。また、改札口付近には触知案内図を設置します。

### 【ホーム】

ホームでは、運行情報提供設備を設置しわかりやすい情報案内提供を行います。また、 視覚障がい者に対する安全性向上策としてホーム縁端の点状ブロックに内方線を設置し ます。

### 【標識等】

トイレや多目的トイレ、エレベーター、券売機には JIS 規格に適合した案内用図記号(ピクトグラム)の表示を設置します。

### 【ソフト対応】

バリアフリー化を図った施設については、その機能が損なわれることのないよう、適切 な維持管理を継続して実施します。また、高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われ るよう職員の教育や啓発を実施します。

### <整備目標>

整備目標		整備時期		
	走佣口1示		中期	長期
移動経路	幅広自動改札機の設置			
	公共用通路から車両乗降口まで移動等円滑化された経路			
	を確保			
経路	プラットホームからの転落を防止する措置に関する検討			
	階段への2段手すりの設置			
	駅北側からの移動等円滑化経路の確保に関する検討			
券売機	券売機における蹴込みの設置			
トイレ	オストメイトに対応した多目的トイレの設置			
	公共用通路と車両の乗降口を結ぶ経路、及び、多目的トイ			
	レ等の主要施設へ至る経路の視覚障害者誘導用ブロック			
視	の敷設			
視覚障がい者誘導	トイレ出入口付近への触知案内図の設置			
がしい	駅構内の設備配置を示した触知案内図の整備			
者	淀屋橋方面ホームのホーム縁端警告ブロックへの内方線			
導	敷設			
	視覚障害者誘導用ブロックについて、新規敷設時または改			
	良時には JIS 規格に適合			
1 <del>=</del>	運行情報提供設備の設置			
情報案内	エレベーター等の主要施設における JIS 規格に適合した			
	ピクトグラム標識の設置			
	筆談具等を配置している旨を示す表示の検討			
\ \y	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施			
ソフト	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員			
	の教育や啓発を実施			

整備項目欄 :移動等円滑化基準、 :ガイドラインの標準的内容、 :その他の内容

### バス (事業者:京阪バス株式会社)

### <整備方針>

車いすスペースやスロープ板、文字及び音声によるわかりやすい案内設備等を設けた低床 バス車両の導入を完了しています。これらの車両のうち一部の車両では、筆談具及びコミュニケーションボードが設置されていないため設置を前向きに検討し、設置した車両についてはその旨の掲示等を行います。

バス停においては、わかりやすい情報提供を行えるよう、案内表示等の掲出位置や文字の 大きさ等に配慮します。

運転手への高齢者、障がい者等に関する接遇教育を障がい者等の意見を取り入れながら継続的に実施するとともに、可能な限り車両の正着や優先座席に関する車内放送を実施するなどバリアフリー化の効果が発揮される運転を実施します。また、バス停の形状等により正着が困難なところでは、バス事業者と行政とが協働し正着を行えるよう検討していきます。

### <整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
車いすスペースやスロープ、文字及び音声による案内設備を設けた低			
床バス車両の導入	実施済		
筆談具やコミュニケーションボードの設置及びその旨の表示			
八幡市駅の時刻表及び路線図を見やすくなるよう改善(自立型時刻表			
への改修や時刻表等の文字の拡大等 )			
運転手への高齢者、障がい者等に関する接遇教育を実施			
バリアフリー化された車両等の効果が発揮される運転の実施			

#### (2)建築物

## 八幡市役所・別館・分庁舎 (事業者:八幡市)

#### < 整備方針 >

窓口対応及び職員等の誘導により、あらゆる人が移動できる経路を確保します。また、車いす使用者用駐車施設から出入口までは、市役所周辺の敷地内通路の整備方針(P91)に沿った整備を行い、車いす使用者が円滑に移動できる経路を確保します。

多目的トイレには、JIS 規格に適合した緊急呼び出しボタンとなるよう配置を検討するなど、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。

一般トイレにおいては、片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図り、トイレにおいては、ベビーチェアを設置するほか、その位置がわかりやすくなるようトイレ付近にピクトグラムを用いた標識を設置します。

エレベーターは、鏡の位置が車いす使用者にとって高いことから、低い位置に設置し直します。

聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への 対応について検討し、必要な施設整備等を検討します。

車いす使用者用駐車施設の見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。 バリアフリー化された施設の維持管理については、手すりや多目的トイレ等の清掃に努め 快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

	** (# C) I#		整備時期	
	整備目標	短期	中期	長期
経	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直し及びJIS 規格のものへの改修			
路	階段の上下端部への点状ブロックの敷設			
	階段の段鼻部における視認性の向上			
多目的ト	JIS規格に適合した緊急呼び出しボタンの配置となるよう見直 しを検討			
りた	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置			
1	トイレへのベビーチェアの設置			
<b> </b>	一般トイレのピクトグラム標識の設置			
1 レ	一般トイレ前の点状ブロックの敷設見直し			
Ŧ.	点状ブロックをエレベーター操作盤前に敷設			
エレベー	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更			
ター	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修、 またはかご内にカメラ等の設置を検討			

	整備目標		整備時期	
	金属	短期	中期	長期
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりですい位置に設置			
	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と応対			
<u>ソ</u>	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(手すりや多目的トイレ等の清掃など)			
<i>                   </i>	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施			
	別館及び分庁舎への職員等による誘導案内			

## 八幡市文化センター (事業者:八幡市)

#### <整備方針>

出入口から受付までの経路については、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を見直すな ど、あらゆる人が移動できる経路を確保します。

多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を検討します。その際、車いす使用者の妨げにならないよう各階に分散して配置することや軽い力で開閉できる引き戸等への改修、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置、手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。

一般トイレにおいては、1 以上を腰掛便座へと改修を検討するとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図り、誘導サインや位置を示すサインの標識について、大きく見えやすいものへと改修します。

エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう操作盤の足元には点状ブロックを敷設します。また、鏡の位置が車いす使用者にとって高いことから、低い位置に設置し直します。

聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への 対応について必要な施設整備等を検討します。

車いす使用者用駐車施設には、見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。 バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物 等を放置しないことや、手すり及び多目的トイレ等の清掃に努め快適に利用できるように するなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

整備目標		整備時期			
	正佣口你	短期	中期	長期	
	職員による案内が可能となる場所までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設(窓口の再開または敷設経路の見直し)				
経	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直し及び床面 との明度差等の確保、JIS 規格のものへの改修				
路	階段及びスロープの上下端部への点状ブロックの敷設				
	階段の段鼻部における視認性の向上				
	前後路面との明度差等が設けられたスロープへの改善				
	廊下部への手すりの設置				
	オストメイトに対応した水洗器具の設置を検討				
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置				
	多目的トイレの扉を軽い力で開閉できる引き戸等へ改修				
	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置となるよう見直しを検討				
多日	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置				
多目的ト	手荷物台等の設置				
イレ・	多目的トイレへのオストメイトに対応した水洗器具やユニバー サルベッド等の設置を示す標識の設置を検討				
トイレ	一般トイレの和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修を検討				
	洗面器の水栓器具をレバー式等の容易に操作できるものへと改 修を検討				
	誘導サインや施設の付近に設置される標識等を見えやすいもの へ改修				
	一般トイレへの点字案内板及び点状ブロック等の敷設				
	点状ブロックをエレベーター操作盤前に敷設				
	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更				
設備	点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置を検討				
	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修またはかご内にカメラ等の設置を検討				
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかり やすい位置に設置				

	整備目標		整備時期	
			中期	長期
	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど)			
ソフト	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と応対			
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や 啓発を実施			

## 母子健康センター (事業者:八幡市)

### <整備方針>

道等から出入口及び出入口から室内までの視覚障がい者を誘導すべき経路については、今後、視覚障がい者の意見を聴きながら決定します。また、車いす使用者用駐車施設から出入口までは、市役所周辺の敷地内通路の整備方針(P91)に沿った整備を行い、車いす使用者が円滑に移動できる経路を確保します。出入口から2階までの経路については、エレベーター等の設置による経路の確保を検討し、設置が困難な場合はインターホン等による職員の対応を行います。なお、インターホンを設置する場合には、車いす使用者と立位者が使用できるよう、設置位置に配慮します。階段部については、高齢者等の安全性を向上させるため、屋外階段の段鼻の視認性を高めるとともに手すりを設置し、屋内階段は2段手すりとし階段と接する部分に点状ブロックを敷設します。

多目的トイレは、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置とするほか、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。

一般トイレは、男子用小便器に手すりを設置するほか、1以上を手すり付きの腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアの設置や、荷物フックの設置、片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。また、トイレの位置がわかりやすくなるよう、廊下等から見通せる位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや、多目的トイレの扉の円滑な開閉の保持、手すり及びトイレの清掃、インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

中期で改修計画を作成し、全体改修が可能となった時期に合わせて整備を実施します。

整備目標		整備時期			
		短期	中期	長期	
	視覚障がい者へのわかりやすい誘導案内の実施(視覚障害者誘導用プロック、点字案内板、インターホン等の誘導方法につい				
	専用プロック、点子条内板、インターホン寺の誘導力法にプロー て視覚障がい者の意見を聴きながら決定)				
	エレベーター等の設置による2階までの経路の確保(困難な場				
	合、インターホンの設置により対応。また、視覚障がい者との				
経	共用にする場合は設置の位置や高さにも配慮)				
路	屋外階段の段鼻部における視認性の向上及び手すりの設置				
	屋内階段の手すりを 2 段手すりに改修				
	屋内階段の上下端部への点状プロックの敷設				
	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直し及び JIS 規格のものへの改修				
	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置となるよう見直し				
	オストメイトに対応した水洗器具の設置				
	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置				
_	多目的トイレへのオストメイトに対応した水洗器具やユニバ				
多目的ト	ーサルベッドの設置を示す標識の設置				
的   ト	男子用小便器への手すりの設置				
イレ	一般トイレの和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修				
, ,	手荷物台及び手荷物フックの設置				
イレ	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置				
	洗面器の水栓器具をレバー式等の容易に操作できるものへと 改修				
	トイレの標識を見えやすい位置に設置				
	一般トイレへの点字案内板及び点状ブロックの敷設				
,,	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(通路部にものを置かないなど)				
ソフト	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と応対				
<u></u>	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施				

### 八幡市民図書館 (事業者:八幡市)

#### < 整備方針 >

出入口から受付等までの経路については視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を見直すなど、あらゆる人が移動できる経路を確保します。また、車いす使用者用駐車施設から出入口までは、舗装された通路を整備するなど、車いす使用者が円滑に移動できる経路を確保します。

多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を行います。その際、車いす使用者の妨げにならないよう配置することや軽い力で開閉できる引き戸等への改修、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置、手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。

一般トイレにおいては、1以上を腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図り、トイレの位置がわかりやすくなるよう、ピクトグラムを用いた標識を設置します。

エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう音声案内の設置を検討するほか、操作盤へ点字を設けるとともに利用しやすいよう足元には点状ブロックを敷設します。また、車いす使用者にとって高くなっている鏡の位置を低い位置に設置し直します。

聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への 対応について検討し、必要な施設整備等を実施します。

紫外線への耐性が弱い利用者も安心して利用できるよう、紫外線防止蛍光灯への交換や窓 ガラスへの紫外線カットフィルム等の設置を行います。

車いす使用者用駐車施設を設置し、見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置し ます。

バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物等を放置しないことや、手すり及び多目的トイレ等の清掃に努め、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

当該建築物(昭和 55 年 12 月竣工)は、新耐震基準に適合していない建築物であることから、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を実施します。その後引き続き行うエレベーターを含む建物・設備の大規模改修工事に併せてバリアフリー化を実施します。なお耐震補強の必要がない場合は、整備時期について再検討を行います。

整備目標		整備時期		
	走 III 口 1示	短期	中期	長期
経	職員による案内が可能となる場所までの誘導用ブロックの敷設ま たは点字等による触知図の設置と付近へのインターホンの設置			
路	既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格のものに改修			
	車いす使用者用駐車施設から出入口まで舗装された通路の確保			
	オストメイトに対応した水洗器具の設置			
98	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置(ユニバーサルベッドの設置が困難な場合、可搬式のものとし、係員に言えば貸しだしてもらうなどの方法も検討)			
多目的トイ	多目的トイレの扉を軽い力で開閉できる引き戸等へ改修			
	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置の見直し			
レ・トイ	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置(現在の紙巻器の設置位置の見直しを含む)			
Į į	一般用トイレへの標識の設置と多目的トイレへのオストメイトに対 応した水洗器具やユニバーサルベッド等の設置を示す標識の設置			
	1階の一般トイレ和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修			
	一般トイレへの点字案内板の設置及び点状ブロックの敷設			
	エレベーターに音声案内装置を設置			
	ロビー部の制御ボタンに点字を貼付			
エレベー	点状ブロックをエレベーター操作盤前とトイレ点字案内板前への 敷設			
ター	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更			
・その他設備	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修または かご内にカメラ等を設置			
開備	点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置			
	紫外線防止用蛍光灯への交換及び窓ガラスへの紫外線カットフィ ルム等の設置			
駐主	車いす使用者用駐車施設の設置			
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりや すい位置に設置			
.,,	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導 用ブロック上に物を置かないなど)			
ソフト	受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と応対			
F	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や 啓発を実施			

# 福祉・商工会館 (事業者:八幡市)

#### <整備方針>

出入口から窓口(触知図等)までの経路について視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を 見直すなど、あらゆる人が利用できる経路を確保します。

多目的トイレには、車いす使用者の妨げにならないよう、オストメイトに対応した水洗器 具やユニバーサルベッド等を各階に分散して配置するよう検討します。また、JIS 規格に 適合した水洗ボタン及び紙巻器等の配置の見直し、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境 となるよう整備を図ります。

一般トイレにおいては、1以上を腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。

エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう音声案内への改修を検討するほか、操作盤へ点字を設けるとともに利用しやすいよう足元には点状ブロックを敷設します。また、車いす使用者にとって高くなっている鏡の位置を低い位置に設置し直します。

聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への 対応について検討し、必要な施設整備等を検討します。

車いす使用者用駐車施設を設けていることを示すより見えやすい標示板を設置します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや 多目的トイレの扉の円滑な開閉の保持、手すりやトイレの清掃に努めること、インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に 利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

	整備目標	뢒	<b>隆備時</b> 其	月
	主用口1示 ————————————————————————————————————	短期	中期	長期
	職員による案内が可能となる場所までの視覚障害者誘導用ブロック			
4.77	の敷設または触知図付近へのインターホンの設置			
経	既設の視覚障害者誘導用ブロックは、明度差等が設けられた JIS 規			
路	格のものに改修			
	前後路面との明度差等が設けられたスロープへの改善			
2	オストメイトに対応した水洗器具の設置を検討			
多目的	ベビーチェア及びユニバーサルベッドまたはベビーベッドの設置			
トイ	JIS 規格に適合した水洗ボタン等の配置を見直し			
レ	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置			
F	多目的トイレ(オストメイトやユニバーサルベッド含む)の標識の設置			
V	一般トイレの和式便座を腰掛便座へ改修			

	整備目標	ĪŖ.	整備時期	]
	金属 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性	短期	中期	長期
	エレベーターに音声案内装置の設置を検討			
Hレベ-	点状プロックをエレベーター操作盤前とトイレ点字案内板前へ 敷設			
タ	エレベーター内に設置している鏡の配置の変更			
I	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修、またはかご内にカメラ等の設置を検討			
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識を改修			
	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど)			
ソフト	耳マーク及び筆談具の設置と応対			
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育 や啓発を実施			

## ファミレ八幡 (事業者:大信商事株式会社)

#### <整備方針>

道路等や車いす使用者用駐車施設から店舗出入口、及び案内窓口等までの経路を確保します。 店舗出入口から多目的トイレ、エレベーター等のバリアフリー化された設備、及び売場ま での経路を確保します。

障がい者等の利用者については、出入口付近にインターホンを設置し、店員等による人的 サポートを行います。

多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やベビーチェア等の設置を行い、車いす使用者の妨げにならないよう配置します。また、開閉しやすい取っ手への改修、JIS 規格に適合した水洗ボタンや紙巻器の配置、手荷物台の設置等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。

一般トイレにおいては、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を 図ります。

エレベーターは、視覚障がい者も利用しやすいよう音声案内装置を設置するほか、操作盤前の足元には点状ブロックを敷設します。また、車いす使用者にとって高くなっている鏡の位置を低い位置に設置し直します。

聴覚障がい者をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への対応について検討し、必要な施設整備などを実施します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや 多目的トイレの扉の円滑な開閉の保持、手すりやトイレの清掃に努めること、インターホ ンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に 利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

	整備目標		整備時期	
	连伸口1示	短期	中期	長期
経路	正面出入口付近にインターホンの設置			
路	既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格のものに改修			
	オストメイトに対応した水洗器具の設置			
2	ベビーチェア及びユニバーサルベッドまたはベビーベッドの設置			
多目的.	ドアの取っ手をより大きなものへ交換			
トイレ	JIS 規格に適合した水洗器具配置への見直しや緊急呼出しボタンの設置			
·	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置			
イレ	汚物入れ及び荷物台や荷物フックの設置			
	オストメイトに対応した水洗器具やベビーチェア等の設置を示す標識の設置			
	エレベーターに音声案内装置を設置			
エレ	点状プロックをエレベーター操作盤前に敷設			
ベー	エレベーター内に設置している鏡の配置を変更			
タ   	緊急時等の状況把握ができるよう、エレベータードアの改修また はかご内にカメラ等の設置			
	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど)			
して	サービスカウンター等に耳マーク及び筆談具の設置と応対			
1.	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう店員の教育 や啓発を実施			

# 山城八幡郵便局 (事業者:郵便事業株式会社・郵便局株式会社)

### <整備方針>

道路等から窓口及びATMまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路を確保します。

A T Mの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T Mの導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、スロープ手すり部にのぼり等の障害物を置かないことや視 覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないこと、手すりの清掃を心がけること等に より、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管 理を継続的に実施していきます。

整備目標		整備時期	
<b>置備日</b> 標	短期	中期	長期
前後路面との明度差が設けられたスロープ面への改善			
既設の視覚障害者誘導用プロックを JIS 規格に適合したものに改修			
A T M の設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすい A T M の			
導入を検討			
バリアフリー化した施設の適切な維持管理(スロープ手すり部におけ			
るのぼりの撤去等)			
耳マーク及び筆談具の設置と応対			
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓			
発を実施(車いす使用者用駐車施設であることの啓発等の実施等)			

# 八幡石清水郵便局 (事業者:八幡石清水郵便局)

### <整備方針>

道路等から窓口及びATMまでの経路を確保します。

A T Mの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T Mの導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上や移動経路となる通路に障害物を放置しないこと等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

整備目標		整備時期	
<b>置備口</b> 惊	短期	中期	長期
出入口からATM、受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
道路境界部における点状ブロックの配置の見直し			
既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格に適合したものに改修			
A T Mの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいA T Mの			
導入を検討			
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(傘立て、広告ラッ			
クの配置換えによる通路幅の確保等)			
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓			
発を実施			
耳マーク及び筆談具の設置と応対			

## 京都銀行 八幡支店 (事業者:京都銀行)

#### < 整備方針 >

道路等から窓口及びATMまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路を確保します。なお、駐車施設から出入口までの経路には急こう配のスロープがあるため、通行が困難な利用者に対しては、裏口に設置しているインターホンにて応対し、窓口まで誘導します。

車いす使用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等を設置します。

A T Mの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T Mの導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことや、 インターホンの電池切れに留意するなどにより、整備された施設の効果が損なわれること なく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

#### < 整備目標 >

整備目標	<u> </u>	整備時期	]
走備口1示	短期	中期	長期
敷地と道路の境界部にある段差の解消を検討			
駐車場出入口の道路境界部に設置されているあら目のグレーチングを			
細目のものへ改修			
東側出入口からATM、受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設を			
検討			
既設の視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への改修を検討			
インターホンの位置をわかりやすくする標識等の設置			
車いす使用者用駐車施設の設置			
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい			
位置に設置			
ATMの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいATMの導			
入を検討			
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用ブ			
ロック上にものを置かない等)			
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発			
を実施			
耳マーク及び筆談具の設置と応対			
適切な駐輪を促す掲示の設置や誘導または駐輪スペースの配置位置の			
見直しを検討			

# 京都銀行 八幡中央支店 (事業者:京都銀行)

### <整備方針>

道路等から窓口及びATMまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の確保を検討します。

車いす使用者用駐車施設のわかりやすい位置に標識等を設置します。

A T Mの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T Mの導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないこと等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

整備目標	整備時期		
定用口1宗		中期	長期
敷地と道路の境界部にある段差の解消を検討			
正面出入口の道路境界から受付、及びATM棟出入口の道路境界から			
A T Mまでの視覚障害者誘導用ブロックの敷設を検討			
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやす			
い位置に設置			
A T M の設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいA T M の			
導入を検討			
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用			
ブロック上にものを置かない等)			
耳マーク及び筆談具の設置と応対			
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓			
発を実施			

## 京都中央信用金庫 八幡支店 (事業者:京都中央信用金庫)

### <整備方針>

道路等から窓口及びATMまでの経路の確保、及び車いす使用者用駐車施設から出入口までの経路の確保を検討します。

車いす使用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等の設置を検討します。

A T Mの設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T Mの導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないこと、 手すりの清掃を心がけることなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快 適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

整備目標		整備時期		
<b>置備口</b> 惊	短期	中期	長期	
前後路面との明度差等が設けられたスロープ面への改善				
階段の段鼻部における視認性の向上				
北側出入口の道路境界からATM、及び受付までの視覚障害者誘導用				
ブロックの敷設				
車いす使用者用駐車施設の設置				
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやす				
い位置に設置				
ATMの設備更新時には、より一層あらゆる人に使いやすいATMの				
導入を検討				
バリアフリー化した施設の適切な維持管理(視覚障害者誘導用ブロッ				
ク上にものを置かない等)				
耳マークの設置及び筆談具の設置と応対				
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓				
発を実施				
適切な駐輪を促す掲示や誘導等または駐輪スペースの配置位置の見				
直し				

#### (3)路外駐車場

# 八幡市営駐車場 (事業者:八幡市)

市道科手土井線の付け替え工事に伴い、八幡市営駐車場の改修工事が予定されていることから、路外駐車場移動等円滑化基準及び道路の移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備を図ります。

#### <整備方針>

車いす使用者用駐車施設を道路等からの距離が短くなる位置に設置し、道路等まで安全かつ円滑に移動できる経路を確保します。

車いす使用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等を設置します。

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
車いす使用者用駐車施設の設置			
車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかりやすい			
位置に設置			

## (4)道路

# 府道 (事業者:京都府)

八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区内の府道長尾八幡線及び八幡木津線の歩道は、バリアフリー対応として概ね整備済みと位置づけています。その中で、老朽化に伴う段差解消やあら目グレーチングを細目へ変更するなど維持修繕的なものについては、短期で対応します。ただし、沿道民地高の変更を伴う横断こう配の補修等については、中・長期目標とします。

### <整備方針(歩道のある道路)>

項目	方 針
歩道等の幅 員	有効幅員 2m以上を確保します。ただし、周辺の状況等によりやむを得ない場合は 1.5m以上とします。
歩道等の舗 装	歩道舗装を行う際には、透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる構造とし、平坦で、滑りにくい仕上げとします。 不陸等により水たまりが発生しやすくなっている箇所や段差が生じている箇所については、定常的に修繕していきます。 景観面で特別に配慮すべき箇所を除き、明度差や色の差等が大きいインターロッキングブロック等による舗装パターンを設けないこととします。
歩道等のこう配	縦断こう配は5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は8%以下とします。 横断こう配は1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は2%以下とします。 すりつけが困難な場合には、スムース横断歩道の設置について検討します。
歩 車 分 離	車道等に対する高さが 15cm 以上となるよう縁石線を設けることを基本とし、 幅員が確保される箇所では柵または植樹帯等による分離を検討します。
歩道等の高さ	車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両 乗入れ部を考慮して定めます ( ただし、バス停は可能な限り 15cm 程度としま す。)
歩道等の 交差点部	歩車道段差は2cm以下とし、車いすが転回できる平坦部を確保します。 横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 横断歩道に接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
車両乗入れ部	横断こう配 1%(やむを得ない場合は 2%)以下の平坦部分の幅員を 1m以上 確保します。

項目	方 針	
	横断歩道接続部等には、視覚障害者誘導用プロックを敷設します。また、連	
	続的に誘導すべき施設については、視覚障がい者と協議を行い、視覚障害者	
	誘導用ブロックの連続的な敷設を検討します。	
視覚障害者誘導用ブロックは、景観面で特別に配慮すべき箇所を除き、黄		
祖覚障害者	を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとします。また、JIS 規格の視覚障	
税見障害有 誘導用	害者誘導用プロックとなっていない箇所については随時または歩道改修等に	
誘导用     ブロック	合わせて更新します。	
フロック 	生活関連施設で道路と接する部分に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されて	
	いる場合は、視覚障がい者と協議を行い、施設との連続性を確保するための	
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設を検討します。	
	踏切道に接続する部分に歩道が設けられている場合は、手前に視覚障害者誘	
	導用ブロックを敷設します。	
休憩施設	歩道等の幅員や沿道の状況を考慮した上で、ベンチ等の設置を検討します。	
	グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、排	
	水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上と	
その他	ならないよう配慮します。	
	歩行の支障となっている電柱や標識柱等については移設を検討します。	
	通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行	
	います。	

## <整備目標>

府道 八幡木津線(市道科手土井線交差点~市道園道千交差点)

整備目標	整備時期		
<b>置備口</b> 惊	短期 中期 長	長期	
歩道の改修			

# 府道 長尾八幡線(市道園道線交差点~市役所前交差点)

整備目標	整備時期		
<b>置備口</b> 惊	短期 中期 長期	長期	
歩道の改修			

# 府道 長尾八幡線(市役所前交差点~市道西山下奈良1号線交差点)

整備目標	整備時期		
走 備 口 1示	短期 中期 長期	長期	
歩道の改修			

# 市道 (事業者:八幡市)

# <整備方針(歩道のある道路)>

歩道のある道路の整備方針は、府道に同じ

## <整備方針(歩道のない道路)>

項目	方 針
歩 行 者 の 安全向上策 等	側溝には、溝ぶたやグレーチングを設置し歩行スペースを広げます。ただし、周辺の状況により、設置が困難な場合は、必要に応じて転落防止柵等の設置や端部への注意喚起等を検討します。 グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上とならないよう配慮します。 交通量や周辺の状況に合わせ、区画線等を設置します。とくに交通量が多く、歩行者の安全確保の必要性が高い箇所については、歩行スペースと車道部の色分け等により車両の速度を減速させる整備を図るほか、一方通行化等を含めた総合的な交通施策と併せ、安全性を高めるよう検討します。 区画線等の道路標示が薄くなっている箇所については、改修を行います。 舗装面がひび割れ等により通行に支障となっている箇所や、平坦性の確保されていない舗装等は、改修を行います。
障害物の撤 去・規制等	電柱や標識柱等が歩行の支障となる場合は、地中化や集約化、移設等を検討 します。 通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を 行います。

## <整備目標>

市道 科手土井線(市営駐車場~八幡市駅踏切前交差点~府道八幡木津線交差点)

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修			
歩道の改築			

## 市道 森高坊線

整備目標	整備時期		
整備日倧		中期	長期
溝ぶた等の改修			
舗装の改修を検討			

# 市道 平谷線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の改修			

## 市道 土井南山 2 号線

	整備目標	整備時期		
		短期	中期	長期
	舗装の修繕及び改修			

## 市道 園道線(ファミレ八幡前道路)

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修			
歩道の改築			

# 市道 園 2、21 号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の改修			
舗装面の修繕(府道との境目等)			

# 市道 園内野神1号線

整備目標 -	整備時期		
<b>置備日</b> 惊	短期	中期	長期
歩道の改修			
歩道の改築			

# 市道 三本橋 5、6、9 号線及び馬場線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
溝ぶた等の設置及び改修			
区画線等の設置の検討			

# 市道 西山下奈良1号線

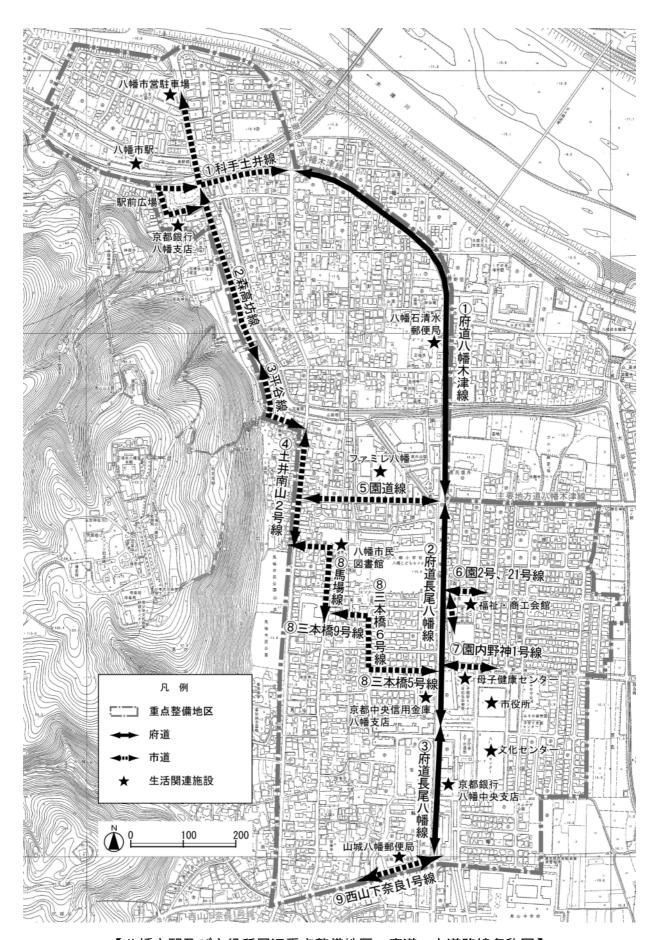
整備目標		整備時期		
	短期	中期	長期	
歩道の改修				

## 歩道の改修とは

歩道の拡幅は行わず、こう配や段差、視覚障害者誘導用ブロック等についてバリアフリー化 を行っていくことです。

#### 歩道の改築とは

歩道を拡幅または付替えを行うとともに、整備方針に沿ったバリアフリー化を行っていくことです。



【八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区 府道・市道路線名称図】

#### (5)交通安全

# 信号機等 (事業者:八幡警察署)

#### < 整備方針 >

新たな信号機の設置が求められる箇所について、信号機の設置を検討します。

生活関連経路上にある信号機については、視覚障害者用付加装置を設置します。

視覚障害者用付加装置が設置された交差点において、通常時の横断時間が高齢者、障がい者 等にとって短い場所については、高齢者等感応信号機とします。

生活関連経路上にある信号機、及び道路標識、道路標示は、視認性の向上を図るため、信号機のLED式化、及び標識の高輝度化等の改修を進めます。

生活関連経路上にある交差点については、歩行者等が安全に移動できるよう、必要な箇所に ついて横断歩道の設置を検討します。

生活関連経路を構成する道路、駅前広場において、高齢者、障がい者等の移動を妨げている 駐車車両について取り締まりを強化します。また、違法駐車の防止や自転車の通行マナー向 上に関する広報・啓発活動を市と協働で進めます。

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
信号機の設置を検討			
既設信号機への視覚障害者用付加装置等の設置			
横断時間が短い信号機の高齢者等感応化			
信号機のLED式化、及び標識の高輝度化			
横断歩道の設置の検討			
違法駐車の取り締まり強化			
違法駐車の防止や自転車の通行マナー向上に関する広報・啓発活動の 推進			

# 駅前広場 (事業者:八幡市)

# <整備方針>

項目	方針
歩 道 等 の 舗 装	歩道舗装を行う際には、透水性舗装等により雨水を地下に浸透させる構造とし、平坦で、滑りにくい仕上げとします。 不陸等により水たまりが発生しやすくなっている箇所や段差が生じている 箇所については、定常的に修繕していきます。 景観面で特別に配慮すべき箇所を除き、明度差や色の差等が大きいインター ロッキングブロック等による舗装パターンを設けないこととします。
歩道等のこう配	縦断こう配は 5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 8%以下とします。 横断こう配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。 すりつけが困難な場合は、スムース横断歩道の設置について検討します。
歩道等の交差点部	歩車道段差は2cm以下とし、車いすが転回できる平坦部を確保します。 横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 横断歩道に接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
バス・タクシ 一乗 降 場・ 障 害 者 用 停 車 施 設	駅の出入口に可能な限り近い場所に、障害者用停車施設の設置を検討します。 障害者用停車施設から駅の出入口まで、連続した上屋の設置を検討します。また、各乗降場に設ける上屋は待機時や車両への乗降時に雨に濡れにくい形状のものへの改修を検討します。 タクシー乗降場の停車位置に接する部分は、横断歩道等に接続する歩道部等の部分に示される構造への改修を検討します。 バス・タクシーの乗降場及び障害者用停車施設の付近には、ピクトグラム(絵文字)による標識の設置を検討します。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックは、歩道上に連続して設けるとともに、バス乗降場及びタクシー乗車場にも設置します。また、周囲に立地する生活関連施設との出入口とも連続するよう設置を検討します。  JIS 規格の視覚障害者誘導用ブロックになっていない箇所については、随時または歩道の改修等に合わせて更新します。
その他	公衆トイレには、1以上オストメイトの人も利用できるものなど、あらゆる人が利用できる公衆トイレとなるよう努めます。 待合室には、車いすスペースを設けるなどあらゆる人が利用しやすいものへの改修を検討します。 グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線上とならないよう配慮します。 公衆トイレは、清掃に努め、常にあらゆる利用者が使用しやすいよう維持管理を実施します。

# <整備目標>

	整備時期		
走 備口1示		中期	長期
歩道の段差や急こう配及びグレーチングの改修			
障害者用停車施設の設置を検討			
車両乗降場付近の上屋の改修を検討			
タクシー乗降場の改修を検討			
バス・タクシー乗降場等付近にピクトグラムによる標識設置を検討			
視覚障害者誘導用ブロックの整備			
既設の視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格へ改修			
公衆トイレにオストメイトに対応した水洗器の設置を検討			
待合室に車いすスペースの確保を検討			
公衆トイレの清掃等維持管理を実施			

# 市役所周辺の敷地内通路 (事業者:八幡市)

# <整備方針>

· 1E IHI / 1 E	
項目	方 針
	一般的に利用される通路部において、平坦で、滑りにくく車いす使用者の通
敷地内通路の	行性に配慮したものとします。
舗装	不陸等により水たまりが発生しやすくなっている箇所や段差が生じている
	箇所については定常的に修繕していきます。
	高さが 16cm 以下の場合、縦断こう配は 1/8(12.5%)以下とします。
	高さが 16cm を超える場合、縦断こう配は 1/12(8.3%)以下とします。
敷地内通路の	横断こう配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを
こ う 配	得ない場合は2%以下とします。
	主要な動線上にある横断歩道部で、すりつけの困難な箇所についてスムース
	横断歩道の設置を検討します。
	車道等に対する高さが 10cm 以上となるよう縁石等により歩車分離を図るこ
步車分離等	とを基本とします。ただし、車両との交差が少ない箇所については、車道部
	と色の差等を設け視覚的な分離を検討します。
車道との	横断歩道等の車道との接続部には、車道との段差を 1cm 以下とし、設置しま
接 続 部	す。

	視覚障害者移動等円滑化経路上における横断歩道等の接続部には、視覚障害
	者誘導用ブロックを敷設します。また、別館を除く各施設については、道路
	から連続的に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、線状ブロックは極力直線
視覚障害者	的になるように敷設します。
誘 導 用	視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいも
ブロック	のとします。また、JIS 規格の視覚障害者誘導用ブロックとなっていない箇
	所については随時または改修時に更新します。
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設経路は、今後視覚障がい者の意見をふまえ
	ながら決定します。
休 憩 施 設	ベンチ等の休憩施設の設置を検討します。
	グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。また、
その他	排水上あら目のものとせざるを得ない場合は、設置位置が歩行者等の主動線
そ の 他	上とならないよう配慮します。
	区画線や横断歩道等の路面標示が薄くなっている箇所は修繕を行います。

### <整備目標>

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
こう配緩和やスムース横断歩道の設置の検討等による各施設への経			
路の確保			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設及びJIS規格への改修			

# バス停ベンチ・上屋 (事業者:八幡市)

### <整備方針>

バスの待合を快適に行えるよう、歩道等の有効幅員が十分に確保できるところではベンチを 設置します。なお、上屋の下にベンチを設ける際には、車いすも屋根の下に停車できるスペ ースを設けるよう留意します。

既設の上屋については、快適に利用できるよう維持管理に努めます。ベンチや上屋支柱の色は、歩道等の路面の色と明度や色の差を設けるなど、歩行者等からの視認性に配慮します。

整備目標	整備時期			
	短期	中期	長期	
歩道の有効幅員が確保できるバス停ではベンチを設置				
既設バス停上屋の維持管理				

# 4. 橋本駅周辺地区の整備方針及び整備目標

# (1)鉄道駅 ・バス

# 橋本駅 (事業者:京阪電気鉄道株式会社)

整備方針は八幡市駅に同じ

## <整備目標>

	整備目標	整備時期		
	金属 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性	短期	中期	長期
移動	スロープ及び階段への 2 段手すりの設置			
経路	幅広自動改札機の設置(淀屋橋方面ホーム)			
トイレ	オストメイトに対応した多目的トイレの設置の検討			
券売機	券売機における蹴込みの設置			
	公共用通路と車両の乗降口を結ぶ経路及び多目的トイレ等の			
視	主要施設へ至る経路の視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
夏 障	ホーム縁端警告ブロックへの内方線の追加			
視覚障がい者誘導	駅構内の設備配置を示した触知案内図の整備			
者誘	視覚障害者誘導用プロックについて、新規敷設時または改良			
導	時には JIS 規格に適合			
	トイレの触知案内図を改修			
情報	主要施設における JIS 規格に適合したピクトグラム標識の設置			
案内	筆談具等を配置している旨を示す表示の検討			
ソ	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施			
」 フ ト	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教			
	育や啓発を実施			

整備項目欄 :移動等円滑化基準、 :ガイドラインの標準的内容、 :その他の内容

#### (2)建築物

### 橋本公民館 (事業者:八幡市)

#### < 整備方針 >

出入口から窓口までの経路については、スロープ面や階段段鼻の視認性の向上を図るほか、2段手すりや滑りにくい床面への改修等、あらゆる人がより円滑に移動できる整備を図ります。また、1階から2階へは階段のみであるため、車いす使用者が円滑に移動できるようエレベーターの設置について検討するとともに、おもに高齢者、障がい者等が利用する会議等を1階集会室で開催するなど、柔軟な施設運営により対応します。

多目的トイレには、オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドの設置を検討します。また、設置をする際には、車いす使用者の妨げにならないよう配置することや、 JIS 規格に適合した紙巻器の配置や緊急呼出しボタンの設置、汚物入れや手荷物台の設置 等、あらゆる人が利用しやすいトイレ環境となるよう整備を図ります。

一般トイレにおいては、各階の 1 以上を腰掛便座へと改修を図るとともにベビーチェアを設置するほか、荷物フックの設置や片手で切れる紙巻器の導入など設備の充実を図ります。

聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、あらゆる人の緊急時への 対応について検討し、必要な施設整備等を検討します。

車いす使用者用駐車施設を設置し、見えやすい位置にピクトグラムを用いた標識を設置します。

バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物等を放置しないことや、手すり及び多目的トイレ等の清掃に努め、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

	整備目標	į	整備時期	
	金属 医二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基		中期	長期
	前後路面との明度差等が設けられたスロープへの改善			
	階段の段鼻部における視認性の向上(屋外、屋内とも)			
	スロープ及び階段部の手すりを2段に改修(屋外、屋内とも)			
経	階段部及び廊下部の床面の改修			
路	既設の視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の見直しとJIS規格のものへの改修			
	車いす使用者用駐車施設から1階までと1階から2階までのエレベーターの設置を検討(困難な場合は当面インターホンの設置により対応)			

整備目標		整備時期		
	走佣口1示		中期	長期
	オストメイトに対応した水洗器具の設置を検討			
夕	ベビーチェア及びユニバーサルベッドの設置を検討(ユニバーサルベッドの設置が困難な場合、可搬式のものとし、係員に言えば貸しだしてもらう等の方法も検討)			
多目的トイ	JIS 規格に適合した紙巻器等の配置の見直しと緊急呼出しボタンの設置			
1レ	片手で切れる紙巻器への交換と両側への紙巻器の設置			
・トイ	汚物入れ及び手荷物台等の設置			
レ	多目的トイレへのオストメイト対応の水洗器具やユニバーサル ベッドの設置等を示す標識の設置			
	各階一般トイレの和式便座を手すり付き腰掛便座へ改修			
	洗面器の水栓器具をレバー式等の容易に操作できるものへと改修			
設備	点滅機能及び音声誘導機能を有する避難口誘導灯の設置を検討			
駐	車いす使用者用駐車施設の設置			
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けていることを示す標識をわかり やすい位置に設置			
	バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用ブロック上に物を置かないなど)			
ソフト	窓口カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と応対			
	高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育 や啓発を実施			
	高齢者、障がい者等のおもな利用については、柔軟な施設運営に より対応			

# 八幡橋本郵便局 (事業者:八幡橋本郵便局)

### <整備方針>

道路等から窓口及びATMまでの経路を確保します。

A T M の設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T M の導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上や狭い通路に障害物等を放置しないこと等により、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、 適切な維持管理を継続的に実施していきます。

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
道路境界から出入口及び出入口からATM、受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
ATMの設備更新時には、より一層車いすにも使いやすいATMの導入を検討			
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(傘立て、広告ラック の配置換えによる通路幅の確保等)			
耳マーク及び筆談具の設置と応対			
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発 を実施			

## 京都中央信用金庫 橋本支店 (事業者:京都中央信用金庫)

### <整備方針>

道路等から窓口及びATMまでの経路の確保を検討します。

A T M の設備更新時には、車いす使用者や視覚障がい者等にも使用しやすい A T M の導入を検討します。

バリアフリー化された施設は、視覚障害者誘導用ブロック上に障害物を放置しないことなどにより、整備された施設の効果が損なわれることなく快適に利用できるよう、適切な維持管理を継続的に実施していきます。

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
出入口からATM、及び受付までの視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
既設の視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への改修			
A T M の設備更新時には、より一層あらゆる人にも使いやすいA T M の 導入を検討			
バリアフリー化した施設の適切な維持管理を実施(視覚障害者誘導用ブロック上にものを置かない等)			
耳マークの設置及び筆談具の設置と応対			
高齢者や障がい者等への円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発 を実施			

# (3)道路

# 市道 (事業者:八幡市)

整備方針は八幡市駅及び市役所周辺地区の道路に同じ

### <整備目標>

市道 焼野1号線

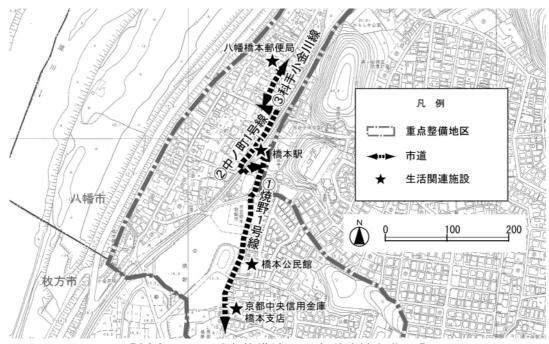
整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
歩道の改修			
溝ぶた等の設置及び改修			

# 市道 中ノ町1号線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
舗装の改修(横断こう配の緩和含む)			
溝ぶた等の設置及び改修			

# 市道 科手小金川線

整備目標	整備時期		
	短期	中期	長期
舗装の改修			
溝ぶた等の設置及び改修			
区画線等の設置の検討			



【橋本駅周辺重点整備地区 市道路線名称図】

# (4)その他

# 駅前広場 (事業者:八幡市)

橋本駅周辺では駅前広場の整備計画を検討していることから、本基本構想の基本的な整備等の 考え方や整備方針に沿った計画とし整備を図ります。

# 第10章 総合的なバリアフリー化の推進

### 1.心のバリアフリーの実践

### (1)心のバリアフリー

バリアフリー化された施設や設備があっても、利用者にとって十分なバリアフリー化とはいえないものであったり、適切な状態が保たれていなかったりすれば、高齢者や障がい者等には利用できない場合があります。

バリアフリー新法により定められている主務大臣の定める基本方針では、心のバリアフリー は国民の責務と明記され、その重要性が示されました。市内におけるバリアフリー化を進める と同時に、市民は心のバリアフリーについて理解を深め、実践するように心がける必要があり ます。

#### 【移動等円滑化の促進に関する基本方針(国民の責務 心のバリフリー)】

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。

したがって、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの 重要性について理解を深めるとともに、視覚障害者用誘導用ブロックへの駐輪、身体障害者用 駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、 必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、 障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが重要である。

#### (2)心のバリアフリーに向けた具体的な取り組み方策

本基本構想の策定に係るアンケートやヒアリング等において、心のバリアフリーに関する意見が多数寄せられました。今後はこれらの意見をふまえ、心のバリアフリーの実践に向けた具体的な取り組みを行う必要があります。

#### 【アンケート、ヒアリング等における心のバリアフリーに関する意見】

郵便局や金融機関の出入口の前に自転車があり、出られなかったことがあった。 点字ブロック上の駐輪が多い。点字ブロックの意味がわかっていない人が多い。 視覚障がい者にとって路上駐車は予測ができず危険である。

民家の木の枝が伸びており、顔を怪我したことがある。

信号に誘導鈴を設置するのは、近隣の家に迷惑がかかるので、設置するのに各家にお願いに 行ったことがあった。

自転車がスピードを出して近づいてくると怖くて、その場で動けなくなります。

電車やバスなど目が見えなければ席があいているかどうかが、わからない。もし空いていたとしてもわからずに立っているしかない。声を掛けてもらえればわかるのだが。

これらの高齢者や障がい者等の意見をふまえ、心のバリアフリーを実現するために以下の施策 を実施していきます。

『バリアフリーへの関心を高める施策』

より多くの人にバリアフリーへの取り組みについて知ってもらうことにより、助け合える機会が高まります。

市広報紙やホームページを用いた、バリアフリー基本構想の取り組みや心のバリア フリーについての広報活動の実施

市内での多目的トイレの設置された位置や車いすでは通行できない場所を示すなど したバリアフリーマップの作成

バリアフリーに配慮して整備された設備を示すバリアフリーシンボルマークの創設 交通マナーや放置自転車・駐車、看板のはみ出し規制や道路等へはみ出した民地植 木の刈り込み・植木鉢移動等の啓発

バリアフリーに関するシンポジウムや講演会の開催

『高齢者、障がい者等への理解を深める機会の創出』

高齢者や障がい者等にとって、どのようなことが困ることなのか、どのようにすれば支援することができるのかをよく知ることが重要です。そのためには、高齢者や障がい者等と健常者との交流機会や学習機会を増やすことが求められます。

学校教育や地域交流の機会を活用した相互理解の深化

点字や手話、介助方法についての講習会の開催

車いす使用者や視覚障がい者等の疑似体験が可能な教室等の開催

### 2.バリアフリー化のさらなる推進

#### (1) 重点整備地区内及び地区外のさらなるバリアフリー化

重点整備地区内では、生活関連施設と生活関連経路について一体的なバリアフリー化を図っていきます。しかし、重点整備地区内及びその周辺部、その他施設の集積する地区には、アンケートやヒアリングの結果から相当数の利用が推測される施設もあることや、今回選定していない移動経路も考えられることから、生活関連施設と同等の施設や道路等について、施設設置管理者へバリアフリー化の働きかけを行っていきます。

### (2)市全域におけるバリアフリー化

バリアフリー新法の対象は、建築物、公園、路外駐車場、道路と多岐にわたります。そのため、市域全域について、それぞれの施設について随時バリアフリー化を図っていく必要があります。

建築物については、第4次八幡市総合計画の地域福祉における重点取組施策として、「施設・ 設備のバリアフリー化の推進」を挙げており、公共施設・設備のバリアフリー化を推進すると ともに、民間への指導・要請を行うこととしています。

市域内における政令で定められる用途や規模以上の建築物は、新築もしくは建替時には建築物移動等円滑化基準に適合した建築物となるようバリアフリー新法において義務が課せられています。しかし、既存の建築物については、建築物移動等円滑化基準にすべて適合した整備を行うことは困難であることから努力義務とされています。

そのため、本市の施設においても、大規模な改修を要するバリアフリー化は施設等の更新時期に合わせて建築物移動等円滑化基準及び京都府福祉のまちづくり条例に適合した施設・設備の整備を図ることとし、小規模な段差の解消やわかりやすいサインの設置等、比較的容易に行えるバリアフリー化については、積極的に実施していきます。また、民間建築物についても、比較的容易に行えるバリアフリー化について紹介などを行い、積極的に取り組んでもらえるよう働きかけていきます。

都市公園については、第4次八幡市総合計画の公園・緑地・河川における重点取組施策として、「公園の整備」を挙げており、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図ることとしています。

このため、市域内の都市公園において、段差の解消や平坦な園路の確保、手すりの設置等といったバリアフリー化に努めるとともに、公衆トイレや駐車場が設置されている場合には、多

目的トイレへの改修や車いす使用者用駐車施設の設置を検討します。さらに、新たに遊具を設置する場合には、ユニバーサルデザインを考慮した遊具についても検討します。

道路については、第4次八幡市総合計画において「道路のバリアフリー化等の推進」を挙げており、歩道の設置や段差の緩和などバリアフリー化等を推進することとしています。

市域内には、今回の重点整備地区以外の地域においても、高齢者や障がい者等が日常生活、 社会生活で利用する施設が集積している地区もあることから、そのような地域の生活の中心と なりうるエリアについては、適切な事業実施の機会を捉えバリアフリー基本構想に準じた整備 を行っていくこととします。また、その他のエリアについても、歩行者等の利用がある道路に ついては、日常の維持修繕の中において、バリアフリー化を念頭に改修等を行っていきます。

市域内のバス停では、道路の構造上、バス車両が正着しにくいバス停もあることから、道路 管理者とバス事業者とが意見調整を図りながらバス停形状等の整備を検討していきます。

## (3)観光の活性化に向けたバリアフリー化

本市には、木津川・宇治川・桂川の三川合流部や石清水八幡宮、松花堂庭園、流れ橋等の自然・歴史文化資源が多く存在しており、石清水八幡宮の麓には東高野街道が南北に縦貫し沿道には旧家が多くあるなど、まち全体に歴史的な趣向が残されています。しかし、自然的な地形や歴史的建造物には高齢者や障がい者等にとってのバリアが多く、また、保全的な観点から整備に制約も生じることから、物理面のみによりあらゆる人が利用できるバリアフリー化を実現することは困難と考えられます。今後、観光に関連する計画と連携を図りながら、手すりの設置や段差の解消等の可能なバリアフリー化と介助による支援等のソフト施策も併せたバリアフリー化について検討を進めます。

## (4)景観への配慮

行政が実施するバリアフリー化のうち、景観面で配慮が必要な箇所については、バリアフリー面での機能を低下させることなく色彩や舗装材が景観面に配慮されたものとなるよう可能な限り努めます。

#### (5)バリアフリー化に関する情報提供

バリアフリー化が実施された後、十分な周知を行わなければ、施設の利用は促進されません。 そのため、本市が施設設置管理者である施設については、ホームページやパンフレットなどを 通じて、多目的トイレやエレベーター等の設備を有することがわかるような掲載に努めるなど 情報提供を行い、鉄道駅や民間建築物等については、施設設置管理者に対しバリアフリー化に 関する情報提供が行われるよう働きかけていきます。

また、京都府福祉のまちづくり推進協議会では、京都府下の美術館や博物館、図書館、宿泊

施設など様々な施設についてバリアフリー情報を提供するホームページ「さあ、でかけよう!」 (ホームページアドレス:http://www.f-machi.jp/hitoni-y/dekakeyo/index.html)が開設されていることから、本市では、本市の施設のうち広く利用が見込まれるバリアフリーに配慮された施設に関して、情報を提供していきます。

## (6)その他の推進施策

## 〔災害時等の緊急時における対応策〕

建築物移動等円滑化基準では、災害等の緊急時をも想定したものとはなっておらず、緊急時には高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難が遅れることが予想されます。そのため、各施設設置管理者が緊急時における災害時要援護者の避難方法について計画やマニュアルを作成し、備えるよう求めていきます。また、本市においては、地域防災計画に則して、災害時要援護者の安全確保について検討を行い、計画を作成していきます。

## 〔工事中におけるバリアフリーの確保〕

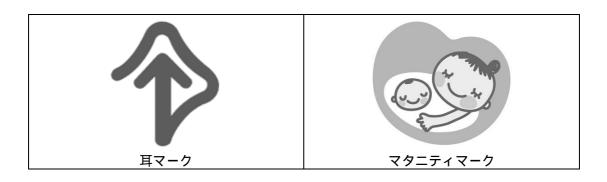
バリアフリー化や日常の修繕等の工事中においては、バリアフリー化された施設や設備等が一時的に使用できなくなるため、事業者には、代替スロープ板の設置等の対応策や人的な支援について協力を要請します。

#### [移送サポートとの連携]

本市では、車いす・ストレッチャー(移送用簡易ベッド)を使用しなければ外出できない人等を対象にリフトカーによる送迎サービスを行っています。また、八幡市社会福祉協議会では、在宅福祉サービス事業として「くらしのサポート愛(まな)ちゃん」を実施しており、通院・通所の介助や障がい者の社会参加のための送迎を行う移送サポートサービスを行っています。バリアフリー化の困難な場所への移動については、本サービスの活用が有効であることから、情報提供を行うなど八幡市社会福祉協議会やNPO及びボランティア団体等と連携を図り、利用の促進に努めます。

## 〔耳マーク、マタニティマークの利用の奨励〕

耳マークは、聴覚障がい者に筆談による対応が可能なことを示すシンボルマークとして受付等に設置されています。また、聴覚障がい者は外見から判断ができにくいことから、自らが携帯し周囲の人に耳が不自由であることを伝えるものです。また、マタニティマークは、自らが携帯し妊娠初期に妊産婦であることを周囲に伝えるもので、本市においてはキーホルダーを配布しています。今後は、これらのシンボルマークの周知を促進し、利用を奨励していきます。



## [放置自転車の撤去の継続的な実施]

放置自転車は高齢者、障がい者等のみならず、一般の歩行者等にとっても大きな支障となることから、本市では、八幡市自転車等放置防止条例(昭和61年4月1日条例第4号)を定め、八幡市駅周辺及び橋本駅周辺の一定区域において、移動または撤去等の取り締まりを行ってきました。今後も、随時見回りを実施し、区域内の放置自転車については、移動及び撤去等を継続的に実施していきます。

## 3.今後の推進方策(関係主体の役割分担と基本構想の進捗管理)

## (1)市民及び行政、施設設置管理者等との連携による推進

バリアフリー化の実現には、市民及び行政、施設設置管理者等が連携を図りながらバリアフリー化を進めていくことが重要であり、整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価及びその後の事業への反映等の仕組みを確立することが求められます。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割をふまえ、相互に協力してバリアフリー化に努めるものとします。

#### 市民

- ・心のバリアフリーの実践
- ・継続した取り組みへの積極 的な参加・協力

## 行政

- ・継続した取り組みの実現
- ・市民意向の反映
- ・バリアフリー化の実施
- ・バリアフリー施設の維持管理

## 施設設置管理者等

- ・バリアフリー化の実施
- ・社員、職員へのバリアフリ
  - ー教育の実施
- ・バリアフリー施設の維持管理

## (2)基本構想の柔軟な運営

本基本構想では、整備計画を中長期的な視点も含め作成しており、将来的には社会状況や周辺状況の変化等により、見直しが必要となることも考えられます。また、バリアフリーを取り巻く政策や研究も進行していることから、必要に応じて、本基本構想の見直しを行います。

## (3)継続した取り組み(スパイラルアップ)に向けた推進体制

第4次八幡市総合計画では、市民協働における重点取組施策として「政策形成過程での市民参画の推進」や「政策実行段階での市民協働の推進」を挙げており、今後のバリアフリー化の推進においても、市民意向を反映できる体制が必要です。また、バリアフリー化においては、施設設置管理者等の事業者も大きく関与することから、「市民」、「行政」、「施設設置管理者等」が協働でバリアフリー化を推進できる組織体制の形成が求められます。

そのため、本市では、おもに障がい者に対しバリアフリー基本構想における計画の達成内容の紹介や進捗状況の報告、意見交換等を行う場として「八幡市福祉のまちづくり推進協議会」を活用し、市民等利用者からの意見集約等を行いながら、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組み(スパイラルアップ)を実践していきます。

## (4)総合的なバリアフリー化を重点的に推進する期間

基本構想では、整備内容や取り組み内容についてすべて短期に実現することは困難であることや継続的に実施していく内容などがあることから、中長期的な内容についても記載しています。しかし、本章の総合的なバリアフリー化の推進に関する内容は、比較的短期に取り組める施策もあることから、平成22年度からの3年間を重点的に推進する期間とし、早期の効果実現に向け、取り組みます。

< バリアフリーへの関心の向上や心のバリアフリーの実践に関する取り組み >

-1XIII-13 III				
バリアフリー基本構想の取り組みや心のバリアフリーについての広報活動の実施				
バリアフリーマップの作成				
バリアフリーシンボルマークの創設				
交通マナーや不法駐輪・駐車、看板のはみ出し規制や道路等へはみ出した民地植木の刈				

取組内容

バリアフリーに関するシンポジウムや講演会の開催

学校教育や地域交流の機会を活用した相互理解の深化

点字や手話、介助方法についての講習会の開催

り込み・植木鉢移動等の啓発

車いす使用者や視覚障がい者等の疑似体験が可能な教室等の開催

< バリアフリー化のさらなる推進に関する取り組み>

取組内容
観光施設に関するハード面とソフト面でのバリアフリーの検討
バリアフリー化に関する情報提供
災害時等の緊急時における高齢者、障がい者等への援護策に関する計画の検討
工事中におけるバリアフリーの確保
移送サポートサービスに関する情報提供
耳マーク、マタニティマークの利用の奨励

< 今後の推進方策に関する取り組み >

#### 取組内容

バリアフリー基本構想における計画の達成内容の紹介や進捗状況の報告、意見交換等を 継続して行うことによるスパイラルアップ

# 参 考 資 料

資料1.八幡市バリアフリー基本構想検討協議会設置規則参 - 1	
資料2.八幡市バリアフリー基本構想検討協議会委員名簿参 - 2	
資料3.八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程参 - 4	
資料4.八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会構成メンバー参 - 6	
資料 5. 八幡市バリアフリー基本構想策定の体制参 - 7	
資料 6 . 八幡市バリアフリー基本構想策定の経緯参 - 8	
資料7.パブリックコメント(意見募集)の結果参 - 9	
資料8.用語の説明参 - 12	

## 資料1.八幡市バリアフリー基本構想検討協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市バリアフリー基本構想検討協議会(以下「協議会」という。)に関し 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、八幡市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、協議会を設置する。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。
- 2 委員は、高齢者、障害者、学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会その 他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

資料 2. 八幡市バリアフリー基本構想検討協議会委員名簿(平成22年2月現在)

敬称略:順不同

区分	種 別	氏 名	所属・役職等	備考
委員	学識経験者	田中直人	摂南大学工学部建築学科教授	委員長
		空閑 浩人	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	副委員長
	市民委員	植村 辰男	自治連合会 教育福祉部会長	
		島田昌彦	自治連合会 教育福祉部	
		小西 慧一郎	自治連合会 生活環境部会長	
		松田 清重	八幡市老人クラブ連合会 副会長	
		坂本 全広	八幡市身体障がい者協会 副会長	
		増田 秀美	八幡市ろうあ協会 会長	
		菅原 和子	八幡市難聴者協会 副会長	
		磯部 治	京都府視覚障がい者協会八幡支部長	
		阿野 勝	八幡市手をつなぐ親の会 会長	
		勝村 智奈美	八幡市PTA連絡協議会 会長	平成 21 年度
		三浦 房江	八幡市PTA連絡協議会 会長	平成 20 年度
		和多田田鶴子	八幡市社会福祉協議会 会長	
		河原 正秀	八幡市商工会 会長	
		小林 恭一	市民公募	
		坂本 行啓	市民公募	
		吉川 栄樹	市民公募	
		日原 ひとみ	市民公募	
		本郷 弥香	市民公募	H20.6.10 まで
	公共交通	河辺 正人	京阪電気鉄道株式会社 鉄道事業部技術課長	
	事業者	宮田 一夫	京阪バス株式会社 大阪地区長	平成 21 年度
		濱野 博一	京阪バス株式会社 京都南地区運輸長(男 山営業所長)	平成 20 年度
公安委員会		前中 一徳	八幡警察署交通課長	平成 21 年度
		西野 隆司	八幡警察署交通課長	平成 20 年度
	道路管理者	柿本 伍市	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務 所交通対策課長	
		野田泰弘	京都府山城北土木事務所 企画調整室長	
	八幡市	竹延 信三	副市長	
オブザーバー		羽田 祐治	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席 運輸企画専門官	
		稲垣 勝彦	山城広域振興局 企画総務部企画振興室長	平成 21 年度
		西村 紀寛	山城広域振興局 企画総務部企画振興室長	平成 20 年度
		堀口 文昭	八幡市 政策推進部長	平成 21 年度
		黒川 京重	八幡市 政策推進部長	平成 20 年度
		小西 茂	八幡市 総務部長	平成 21 年度
		横田 哲	八幡市 総務部長	平成 20 年度
		河上 高志	八幡市 福祉部長	平成 21 年度
		北村 章	八幡市 福祉部長	平成 20 年度

区分	氏 名	所属・役職等	備考
オブザーバー	山本 信二	八幡市 健康部長	平成 21 年度
	堀口 文昭	八幡市 健康部長	平成 20 年度
	大石 正直	八幡市 都市整備部長	
事務局(八幡市まちづ	山本 清利	都市整備部次長、まちづくり推進課長事務取扱	
くり推進課)	岸本 洪一	まちづくり推進課長	平成 20 年度
	福田 賢二	まちづくり推進課 主幹	
	二上 章司	まちづくり推進課 主幹	平成 21 年度
	浦本 康仁	まちづくり推進課 主幹	平成 20 年度
	武用 権太	まちづくり推進課 係長	
	亀井 雅史	まちづくり推進課 主査	

## 資料3.八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)に基づき、市内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成するに当たり、八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

## (所掌事項)

- 第2条 庁内検討会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1)市内の旅客施設及びその周辺地区のバリアフリー化の現状の把握に関する事項
- (2) 重点整備地区に係る基本構想の作成に関する事項
- (3)その他基本構想を作成するために必要な事項

## (組織)

- 第3条 庁内検討会は、次に掲げる者をもって組織する。
- (1)都市整備部長
- (2)都市整備部次長
- (3)政策推進課長
- (4)総務課長
- (5)商工観光課長
- (6)福祉総務課長
- (7)子育て支援課長
- (8)健康推進課長
- (9)高齢介護課長
- (10)障がい福祉課長
- (11)計画・公園課長
- (12)管理・交通課長
- (13) 道路河川課長
- (14)教育総務課長
- (15) まちづくり推進課長
- 2 前項で規定する者が出席できない場合は、所属部から代理人として課長相当職の者を必要 に応じて出席させることができる。

#### (庁内検討会を代表する者)

- 第4条 庁内検討会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 座長は、都市整備部長をもって充て、副座長は、都市整備部次長をもって充てる。

## (会議)

第5条 庁内検討会は、座長が必要と認めたときに、座長が招集し主宰する。

## (庶務)

第6条 庁内検討会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、庁内検討会の運営に必要な事項は、座長が庁内検討会に諮って定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

資料4.八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会構成メンバー(平成22年2月現在)

役 職	氏 名	備考
都市整備部長	大石 正直	座長
都市整備部次長	山本 清利	副座長
政策推進課長	茨木 章	
<b>4</b> 小☑호≐⊞ ⋿	西脇 居則	平成 21 年度
総務課長	福田 好男	平成 20 年度
商工観光課長	井上 種三	
福祉総務課長	内藤 恵美子	
子育て支援課長	上林 敏哲	
健康推進課長	木村 康博	平成 21 年度
庭原住庭林技	藤井 裕子	平成 20 年度
高齢介護課長	符川 裕子	平成 21 年度
	長村 敏弘	平成 20 年度
障がい福祉課長	福田 好男	平成 21 年度
P早刀'V IT田位 床 伎	河上 高志	平成 20 年度
計画・公園課長	藤田 孝志	
管理・交通課長	南村 十三	
道路河川課長	山本 友孝	平成 21 年度
<b>追路州川林</b> 校	川本 武美	平成 20 年度
教育総務課長	大野 功	
まちづくり推進課長	山本 清利	平成 21 年度 事務局長
よりノくり推進球技	岸本 洪一	平成 20 年度 事務局長

## 八幡市パリアフリー基本構想検討協議会

基本構想策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整

構成員:学識経験者

民(地元住民代表、高齢者団体代表、障がい者団体代表、商工会 市 代表、社会福祉協議会代表、PTA 連絡協議会代表、公募市民)

公共交通事業者(京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社)

道 路 管 理 者 (国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所、京都府山城北土 木事務所)

公安委員会(八幡警察署)

意見

収集





意見

## 市民 アンケート調査 まちあるき点検調査 ヒアリング調査 パブリックコメント

地元住民 高齢者団体 障がい者団体

## 事務局

基本構想策定に係る調査 及び検討資料の作成

協議

## 関連組織

基本構想に基づく整 備の協議

八幡市まちづくり推進課



鉄道事業者 バス事業者

道路管理者 公安委員会

建築主(市、民間事

業者)

提案



意見

## 八幡市パリアフリー基本構想庁内検討会

基本構想案の作成及び関連する事項の検討

構成員:都市整備部長、都市整備部次長、政策推進課長、総務課長、商工観光 課長、福祉総務課長、子育て支援課長、健康推進課長、高齢介護課長、 障がい福祉課長、計画・公園課長、管理・交通課長、道路河川課長、

教育総務課長、まちづくり推進課長

## 資料 6. 八幡市バリアフリー基本構想策定の経緯

第 1 回 庁内検討会 平成 20 年 10 月 24 日

第1回 基本構想検討協議会 平成20年11月6日

## < 議 題 >

バリアフリー新法及び基本構想と基本構想策定の流れ 八幡市のバリアフリーに関する概況 市民アンケート(案)の検討

## アンケート調査

平成 20 年 11 月 28 日 ~ 12 月 20 日

ヒアリング調査 平成 21 年 1 月 9 日 ~ 1 月 27 日

## < 概 要 >

アンケートは、重点整備地区の選定や整備計画に向けた課題を把握するため、市に在住する高齢者、障がい者等を対象として実施

ヒアリングは、アンケート結果を補足するものとして、障がい者団体より詳細な意見収集を目的として 実施

第2回 庁内検討会 平成21年2月26日

第2回 基本構想検討協議会 平成21年3月13日

#### < 議 題 >

アンケート調査等結果の概要 八幡市バリアフリー基本構想の目標と基本方針 重点整備地区の設定

まちあるき点検調査、意見交換会平成 21 年 5 月 23 日

#### < 概 要 >

生活関連施設(案)と生活関連経路(案)について 協議会委員及び一般参加者らにより調査等を実施

第3回 庁内検討会 平成21年7月15日 (意見照会 8月19~20日)

第3回 基本構想検討協議会 平成21年8月24日

## < 議 題 >

まちあるき点検調査の概要と結果報告 重点整備地区における整備計画 総合的なバリアフリー化の推進 八幡市バリアフリー基本構想素案 パブリックコメントの募集方法について

パブリックコメント 平成 21 年 10 月 1 日 ~ 10 月 20 日

#### < 概 要 >

八幡市バリアフリー基本構想素案に対する意見聴取

庁内検討会 意見照会 平成 21 年 11 月 10~18 日 第 4 回 其木構相檢討協議

第4回 基本構想検討協議会 平成21年11月30日

## < 議 題 >

パブリックコメント募集の概要と結果報告 八幡市バリアフリー基本構想素案の修正 バリアフリー整備の状況

## 資料7.パブリックコメント(意見募集)の結果

## 1.パブリックコメントの募集方法

八幡市バリアフリー基本構想策定に係るパブリックコメントは、市の「パブリックコメント募集に関する指針」に従い、募集対象を市内在住、在勤、在学の人とし、次の方法により実施し、 意見募集を行いました。

## (1)公開方法

#### 市のホームページでの公開

素案及び概要版をダウンロードし閲覧できるようにして募集しました。記入用紙もダウンロードし、ファイルに直接記入して電子メール送信ができるようにしました。

## 各施設への素案配置による閲覧

## 14施設に配置し募集しました。

	生涯学習センター、八幡市民図書館、		
図書館、公民館	男山公民館、橋本公民館、志水公民館、山柴公民館		
コミュニティー	川口コミュニティーセンター、美濃山コミュニティーセンター、		
センターなど	生活情報センター、京都やましろ農協八幡市支店		
交流センターなど	八幡人権・交流センター、有都交流センター、		
交流センターなと	八幡市社会福祉協議会		
市役所	都市整備部まちづくり推進課		

## 市広報への素案概要の掲載

平成21年10月号「広報やわた」に概要版の内容の一部を掲載し意見募集しました。

## (2)意見の提出方法

郵 送:記入用紙による郵送

ファックス:記入用紙によるファックス送信

電子メール:ホームページ内からの電子メール送信

窓 口:まちづくり推進課及び各施設窓口へ記入用紙の提出

#### 2. 意見募集期間

平成 21 年 10 月 1 日 (木)~10 月 20 日 (火)

## 3.提出された意見の概要と意見への考え方

#### (1)意見の結果

意見提出者: 2名

意見総数 : 5

## (2)意見の概要と市の考え方

	意見内容	市の考え方
	私は自転車で通勤してい	バリアフリー基本構想における道路整備は、生活関連施
	ます。安全のため、大谷川沿	設を結ぶ生活関連経路について優先的に整備を進めるも
	いを走行していますが、雨上	ので、当該箇所は生活関連経路ではありません。大谷川沿
1	がりには、水たまりが多く困	いの通路は河川管理用通路であり、市で散策ルートとして
	難です。一部、舗装されてい	の整備計画を作成しております。より快適な歩行や自転車
	る所もあるので、全面舗装し	通行などの環境確保について検討が行われるよう、施設設
	ていただきたい。	置管理者である京都府に働きかけていきます。
	駐輪場(駅北側)から直	八幡市駅の整備目標において、「駅北側からの移動等円
	接ホームへ行けるようにし	滑化経路の確保に関する検討」と記載しているとおり、今
2	てください。	後、長期的な視点で駅北側から駅へ、高齢者や障がい者な
_		ども円滑に利用できる移動経路について検討していきま
		す。また検討内容に応じて京阪電鉄㈱と協議を行っていき
		ます。
	踏切(八幡市駅東側)で	現状では、踏切道の両端 70cm 程度を白線で視覚的に分
	人と車がいっぱいになるの	離し、歩行スペースを明示しています。しかし、当該踏切
	で歩道があれば安全になる	道は幅員が狭く、線路のポイントをはじめとした列車運行
3	と思います。踏切に歩道の	設備と河川に挟まれているため、現時点では拡幅して歩行
,	設置をしてください。	スペースを確保することが困難です。今後継続して、当該
		踏切道付近における列車運行設備の変更や見直しが可能
		か京阪電鉄㈱と協議を行い、踏切道の歩道整備について検
		討してまいります。
	駐車場等への車両乗入れ	基本構想策定のためのまちあるき点検調査においても、
	部の平坦性確保は大きな課	高齢者や障がい者などから、乗入れ部のこう配が急である
	題だと思う。いわゆる自費段	とのご指摘を頂いており、本市でもバリアフリー上の課題
	差解消により、狭い歩道の平	として認識しております。基本構想では、生活関連経路に
	坦性が安易に破壊されてい	おける歩道のある道路の整備方針として、「横断こう配 1%
	る現状がある。自費段差解消	(やむを得ない場合は2%)以下の平坦部分の幅員を1m以
	許可については厳格にすべ	上確保」するよう定めており、今後は、改善が見込まれま
4	きだと思う。	す。また、生活関連経路以外の道路についても、「高齢者
	また、既に関東地方では、	や障がい者などが日常生活、社会生活で利用する施設が集
	車両乗入れ部の特殊縁石が	積している箇所もあることから、そのような地域の生活の
	普及している。数年前に業者	中心となりうるエリアについては、適切な事業実施の機会
	に確認したところ、関西では	を捉えバリアフリー基本構想に準じた整備を行っていく
	製造されていないとのこと	こと」としており、自費による歩道施工などの際には、歩
	だが、本市にも導入をお願	道におけるバリアフリーが確保されるよう適切な指導を

1

関東地方で採用されている車両乗入れ部の特殊縁石については、本市では採用しておらず、普通縁石を採用しております。特殊縁石の流通はまだ一般的ではないため、普通縁石を標準として特殊縁石の使用については将来の課題とします。

低床バスの導入は進んでいるが、車いす固定に時間がかかり、障がいのある人は、他の乗客に気を遣わなければならない。リフトカーなどに採用されているワンタッチ固定装置のバスへの導入をお願いしたい。

国土交通省では、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を示しており、ガイドラインにおいて、車いすスペースの標準的な整備内容として、「車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる構造」と定めています。また、「前向きの場合は3点ベルトにより床に固定する」とも定められており、現在、走行している低床バスは、このガイドラインに沿った構造となる整備が進められています。しかし同ガイドラインの「課題と今後の展望」の項において次のような課題が示されており、今後の改善に向け調査、研究が行われています。

『標準仕様において示されている3点式の固定装置は、これまでの研究成果により安全性、汎用性等の点から受け入れられ、現状では多くのノンステップバスに普及している。しかしながら、短い停車時間内に固定、解除を行うことは車いす使用者や乗務員にとって負担が大きく、他の利用者にとって与える影響も大きい。このため、より操作性が高く、安全かつ確実に固定できる装置の開発が必要である。一方で、車両側だけでなく、車いす側の強度や、固定位置の改善等の課題も多く存在し、新たな装置の開発には一定の時間を要するものと考えられる。

いずれの装置についても、現在、安全面及び操作性の改善を図るための調査、研究が進められており、その成果が 待たれるところである。』

あ

## 移動等円滑化基準

バリアフリー新法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」(各項目参照)などがあります。

## 移動等円滑化経路

建築物移動等円滑化基準で定められる基準のひとつで、道等から不特定多数、又は高齢者、 障がい者等が利用する居室、及び障がい者等が利用できるトイレ、車いす使用者用駐車施設 までの経路について、段の解消や車いす使用者も容易に開閉できる戸にするなどのバリアフリー化された経路のことです。

## インターロッキングブロック

インターロッキングとは、かみ合うという意味があり、コンクリート等により製造されたレンガ大のブロックを、組み合わせて施工する舗装方法で、歩道の舗装としてよく用いられます。



## 運行情報提供設備

文字により電車の接近等を知らせる設備です。音声案内等により情報を得ることができない聴覚障がい者も情報を得ることができます。



## L E D式信号機

LED(light Emitting Diode)とは発光ダイオードのことです。従来の電球による信号機より明るいため視認性が向上するほか、消費電力を抑える効果や信号機の長寿命化などの効果も得られます。



## オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に 人工的に排泄のための孔を造設した人のことです。オストメイトはパ ウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、通常の便座 は利用できず、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。



か

## ガイドライン

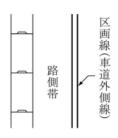
移動等円滑化基準を補完するもので、望ましい整備に関する事項や具体的な整備方法などが示されています。現在、旅客施設・車両、建築物、公園、道路について各種ガイドラインが発行されています。

## 京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

京都府の条例に基づく整備基準と整備誘導基準の図解のほか、さらに整備が望まれる事項や施設整備の際の参考となる事項を示したマニュアルです。

#### 区画線

京都府や八幡市などの道路管理者が設置するもので、おもに白のペイントなどにより路面上に表示します。具体的には車道外側線などがあり、車道外側線は白の実線で道路の路端寄りに引かれるものです。 歩道のない道路では、車道外側線から外側の部分は路側帯となります。



## グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上 に設置するものです。

## 蹴込み(けこみ)

車いす使用者が券売機に正対して使用する場合、つま先部分がつかえて券売機に近づきづらい状況となります。そのため、券売機の足元付近に蹴込みと呼ばれる凹部を設けることで 券売機に近づきやすくなり、より高い位置のボタンも操作可能となります。

## 建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化基準は、建築物内の廊下や便所、エレベーターなどのほか、敷地内の 通路や駐車場について守るべき基準が示されています。

一方、建築物移動等円滑化誘導基準は、正式名を「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」といい、建築物移動等円滑化基準より望ましい基準を示したものです。

#### こう配

傾きのことをいい、道路こう配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離1mに対して5cmの高低差が生じている場合、こう配は5%となります。

#### 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

国土交通省により編集され平成 19 年度に発行された建築物のガイドラインです。廊下や便所、エレベーター等の各項目について、基準や望ましい整備について図解などにより詳しく示されています。

#### 公共交通移動等円滑化基準

正式な名称は「移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準」であり、旅客施設のエレベーターやトイレなどの設備に関する基準のほか、鉄道やバスの車両について移動等円滑化を図っていく基準が示されています。

## 高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口比率のことをいいます。

## 高齢者等感応信号機

通常の歩行者信号機の青時間では横断できない高齢者や障がい者等のために設置される押しボタン式の信号機で、白色の箱のボタンを押すことや携帯用発信機を用いることで、歩行者の青時間を延長することができる装置です。



## 心のバリアフリー

心のバリア(障壁)とは、高齢者や障がい者などが持つ問題を知ろうとしないことや理解しないことを意味します。この心のバリアを無くすことを「心のバリアフリー」といい、とくにバリアフリー新法では、高齢者や障がい者などへの理解を深めることにより、駐輪等の自身の行為で高齢者、障がい者等の施設の利用を妨げることがないよう注意することや、段差を上れず困っている車いす使用者に声をかけ移動を助けることなどについて「心のバリアフリー」とし、国民の責務としています。

## コミュニケーションボード

言語に支障がある人などでも、意思疎通を円滑に進めるための道具で、絵文字やイラストなどにより分かりやすく図示したボードです。鉄道駅やバスのほか銀行などでも設置が進んでいます。



さ

#### サイン

サインにはしるし、符号、表示、掲示、標識の意味があります。サインを適切に配置することにより、人は自分の位置を確認できたり、施設や設備の位置を把握することができたりすることで、円滑な移動や施設の利用が可能になります。

#### 視覚障害者移動等円滑化経路

建築物移動等円滑化基準で定められる基準のひとつで、道等から点字による案内板(触知図) 又は案内所までの経路について、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内等により、視覚障がい者が円滑に利用できるようにバリアフリー化された経路のことです。

## 視覚障害者用付加装置

視覚障がい者に青信号となったことを音により知らせる装置で、本市では、現在、市役所前の交差点などに設置されています。一般的に、南北方向には"ピヨピヨ"、東西方向には"カッコー"の音声で知らせます。

## 視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触感覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。なお、視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されていますが、平成 13 年に JIS 規格化されており、ガイドラインでは JIS 規格の使用が推奨されています。



点状ブロック

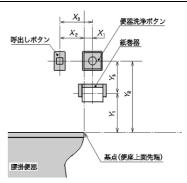


線状ブロック

## JIS 規格による洗浄ボタンの配置

トイレの洗浄ボタンの位置や形状は様々であることから、 視覚障がい者の利用者には、初めて使用するトイレでは洗浄 ボタンの位置が分からないといった問題がありました。

平成19年3月「公共トイレの操作系設備の共通ルール」として、便器洗浄ボタン、紙巻器、呼出しボタンといった公共トイレの操作系設備の共通ルールが制定され、位置等を統一するJIS 規格が定められました。

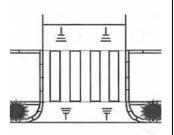


## 施設設置管理者等

施設設置管理者とは、鉄道やバスなどの公共交通事業者、市道や府道などの道路管理者、 路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者をいいま す。また、施設設置管理者等の「等」は信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶとき に使用します。

## スムース横断歩道

通常、横断歩道部は歩道の高さよりも低くなっていることから、 歩道の構造によってはすりつけによる急こう配が生じる箇所があります。スムース横断歩道は、横断歩道部の車道の高さを歩道の 高さと同等とすることにより、歩道のすりつけによるこう配が生 じないような構造の横断歩道です。



## 重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることがとくに必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、おおむね400ヘクタール未満の区域とする必要があります。

## 触知図、触知案内図

視覚障がい者が施設等の案内図を触って判読できるよう、施設の形状や設備の配置、名称などについて浮き文字により示した案内板です。建築物や駅舎、公園の出入口付近のほか、トイレ等の出入口に設置されます。

## スパイラルアップ

バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、 障がい者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロ ジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展のことです。

## 生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の 間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路などのことです。

## た

## 多目的トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト(人工肛門や人工膀胱の保持者) 乳幼児連れの 家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレです。

## 段鼻部(だんばなぶ)

階段等の段の先端のことです。また、階段の段鼻部は、移動等 円滑化基準により明度差(明暗の差)等を設けるよう示されてい ます。



## チェアメイト

エレベーターの設置されていない施設等で使用されるキャタピ ラ式階段昇降機のことです。



#### 低床バス

通常のバスより床面が低いバス。地面から床面までが 55cm 程度で乗降ステップが 1 段のワンステップバスと 25~30cm 程度で乗降ステップのない ノンステップバスがあります。

## 点字案内板

エレベーターやトイレ付近に設置される、点字による説明板です。トイレの男女の別やエレベーターの操作ボタンの開閉の別などを表示します。

## 透水性舗装

路面に水がたまらないように雨水を地下に円滑に浸透させる構造を持った舗装です。

## 道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は正式名を「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」といい、歩道の幅員や舗装、こう配などについて守るべき基準が示されています。

## 特定事業計画

施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業 内容やスケジュール等を定める事業計画です。バリアフリー新法においてバリアフリー基本 構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

## 特定旅客施設

おもに1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設をいいます。本市ではすべての駅がこれに該当します。なお、特定旅客施設も生活関連施設に含めることができます。

## 特定建築物、特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場など用途が22項目あります。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者,障がいのある人等が利用するもので、特別支援学校、病院又は診療所、集会場など用途が19項目あります。

#### 都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものか、 都市計画区域に設置するもので、本市では児童公園以外の公園や緑地が該当します。

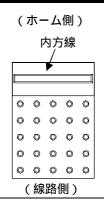
## 徒歩圏

国が実施するパーソントリップ調査(人の動きを調べ、交通機関の実態を把握する調査) においては、徒歩圏は概ね0.5~1kmとされています。

な

## 内方線

ホームの縁端には視覚障がい者の転落を防止するためホーム縁端に点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障がい者は点状ブロックの上に立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかがわからなくなるため、ガイドラインでは、ホーム縁端に敷設する点状ブロックのホーム側に内方線を示すよう推奨しています。



## ノーマライゼーション

障がいを持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、 地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方です。

#### は

## ピクトグラム (標準案内用図記号)

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字 等により表現したサインのこと。交通エコロジー・モビ リティ財団により 125 種類の標準案内用図記号が公表さ れています。





お手洗い

エレベーター

## バリアフリー

高齢者や障がい者、妊産婦等の移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁(バリア)を除去することです。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含みます。

## ま

## 耳マーク

聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくいために誤解をされたり、不利益を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が多くあります。そのため、耳の不自由を自己表示する必要があるということで考案されたシンボルマークです。施設等の窓口には、筆談等により聴覚障がい者への対応が可能であることを示すため、設置の普及が進められています。



## Þ

## 八幡市福祉のまちづくり要綱

昭和60年八幡市告示第21号として定められ、平成17年6月に改正を行っています。高齢者、障がい者等の社会生活上の不自由さを有する市民が、地域社会の中でともに生きていくことができるよう、福祉のまちを築こうとすることを基本理念とし、本市独自の整備基準を定めています。

## ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくりなどを行う考え方をいいます。

## ユニバーサルベッド

多目的トイレに設置する設備で、成人も介護できるよう配慮された大型のシートです。多目的トイレの利用者の支障とならないよう、一般的には折りたたみ式となっています。



## 路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第二条で定められており、道路の路面外に設置される自動車の 駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。また、このうちバリア フリー新法で対象となるものは特定路外駐車場といい、一般公共の用に供し、駐車マスの部 分の合計面積が500㎡以上のものであって、利用の際、駐車料金を徴収するといった要件を 備える駐車場です。本市では、八幡市営駐車場及び橋本駅前駐車場が該当しています。

# 八幡市バリアフリー基本構想

発行日/平成22年2月

発 行/八幡市

編 集/八幡市 都市整備部 まちづくり推進課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 75 八幡市役所

電 話:075-983-1111(代表)

ファックス:075-982-7988

電子メール: machizukuri@mb.city.yawata.kyoto.jp

